札幌市長　様

令和　○　年度

役務名　　○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・業務

令和　○　年　□ 月分　　報告書

受託者　○○・・・・・・・・・・・・株式会社　社判

様式1

点検・整備総括表

機場名　　記録年月日　令和　　年　　月　　日　　業務責任者

作業分類	点検（　　月）	管理運転	□実施 □未実施	
作業期間	開　始	令和　年　月　日　時　分		
	終　了	令和　年　月　日　時　分		
作業内容				

主要機器	名称（番号）	形式	口径	設置年月日

燃料貯留量	燃料貯油槽	(ℓ)	(槽容量)	(ℓ)
	燃料小出槽	(ℓ)	(槽容量)	(ℓ)
積算電気量（ﾒｰﾀ読み）	動力用　(今月)	(kwh)	(前月)	(kwh)
	電灯用　(今月)	(kwh)	(前月)	(kwh)

作業責任者	
立会者	
作業員	

所見	【概況】 【新たな不具合】	【改善された項目】（部品等の交換を含む）

様式2

点検・整備詳細記録表

機場名

記録年月日　令和　　年　　月　　日

点検結果の評価基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは清掃にて対応できる。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある（調整、給油、塗装などが必要。）。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（取替、更新、整備）が必要である。

※不具合・故障等の復旧を確認した場合、処置結果にその旨を記載すること(評価は○とする。)。

設備区分	機器名	写真番号	評価	内容状況	処置結果

様式3

運転記録表（１）

機場名　　記録年月日 令和　　年　　月　　日（天候　　）　（外気温度　　℃）（室内温度　　℃）

運転方式	通常運転 ・ 管理運転				
管理運転方式	全水量運転 ・ バイパス管循環運転 ・ 締切運転 ・ 機器単独運転				
燃料使用量（ℓ）	計(ℓ)	主ｴﾝｼﾞﾝ(ℓ)	自家発ｴﾝｼﾞﾝ(ℓ)	燃料給油量(ℓ)	総 運 転 排 水 量（千m3）
潤滑油給油量（ℓ）	計(ℓ)	主ｴﾝｼﾞﾝ(ℓ)	減速機(ℓ)	その他（ℓ）	

運転回数			1	2	3	4	計	アワーメータ等の読み（運転終了時）
水位	内水位 (m)		→	→	→	→		
	外水位 (m)		→	→	→	→		
機器名			時刻	時刻	時刻	時刻		
運転操作	主ポンプ	No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		
		No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		
		No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		
	自家発電機	No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		
		No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		
	除 塵 機	No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		
		No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		
		No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		
	吐出槽ゲート	No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		
		No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		
	（開閉）	No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		
	吸水槽ゲート	No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		
		No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		
	（開閉）	No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		
	ゲート	No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		
		No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		
	（開閉）	No.	: ～ :	: ～ :	: ～ :	: ～ :		

様式4

運転記録表（２）

機場名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　記録年月日令和　　年　　月　　日

主原動機																			減速機				
号機	記録時刻		回転速度		潤滑油圧力	一次冷却水圧力	一次冷却水温度		潤滑油温度		気筒温度						排気温度	軸受温度		潤滑油圧力	潤滑油冷却器	
			機関	ﾎﾟﾝﾌﾟ			入口	出口	入口	出口	1/7	2/8	3/9	4/10	5/11	6/12	左/右	ｴﾝｼﾞﾝ側	ﾎﾟﾝﾌﾟ側		入口	出口
No.	時	分	min-1	min-1	Mpa	Mpa	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	Mpa	℃	℃

主ポンプ						
号機	記録時刻		軸受温度	吐出弁開度	圧力	
					吸込	吐出
No.	時	分	℃	%	Mpa	Mpa

自家発電機											
号機	記録時刻		機関回転速度	潤滑油圧力	一次冷却水温度		潤滑油温度		周波数	電圧	
					入口	出口	入口	出口			
No.	時	分	min-1	Mpa	℃	℃	℃	℃	Hz	V	

様式5

故障記録表

機場名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　記録年月日　令和　　年　　月　　日　記録者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

故障発生年月日時		故障発生までの運転時間		修理完了年月日	

故障発生 設備・箇所	・故障設備名	故障原因・対策内容	・故障原因 ・対策内容
故障状況（写真・図面）	・故障状況	改良要望事項等	
		施工業者名	施工金額（税込）　千円

様式6

設備の改良・更新記録表

機場名　　記録年月日　令和　　年　　月　　日　記録者氏名

工事名		工期		業者名		作業完了 年 月 日	

改良・更新対象設備・機器名	処理内容

余　白

〔写真番号〕

No.

〔機場名称〕

〔撮影箇所・機器名称〕

〔状況説明〕

余　白

〔写真番号〕

No.

〔機場名称〕

〔撮影箇所・機器名称〕

〔状況説明〕

余　白

〔写真番号〕

No.

〔機場名称〕

〔撮影箇所・機器名称〕

〔状況説明〕

様式7

点検・整備チェックシート

河川ポンプ設備・ゲート設備

施設名：　○○○・・・排水機場

点検月日：　令和　○　年　□　月　△　日

点検方法：　　点検

【概要】

（1） 本点検・整備チェックシートは、「河川ポンプ設備点検・整備標準要領（案）（国交省）（平成28年3月）」及び「河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案）（平成28年3月）の添付資料「点検・整備チェックシート」を基本としている。

（2） 実際の運用（実点検）においては、本チェックシートに示す機器、点検部位（点検内容）の内、当該排水機場において実装されている機器、点検部位（点検内容）について実施する。致命的機器・部品については、チェックシートに網掛け表示の上、「致」と示している。

（3） 点検方法には、月点検（目視点検、管理運転点検）、年点検、運転時点検、臨時点検、定期整備があり、その内容は以下のとおりである。

【点検方法】

（1） 月点検は、設備の管理運転により設備全体の機能、状態の把握を行う管理運転点検を原則とする。管理運転では、操作することで正常に動作することを確認する。また、管理運転前後には取付状態や汚損などの確認を実施する。

（2） 目視点検は、管理運転が出来ない範囲及び凍結対策を行った冬期間において、設備等の外観の異常や前回点検時以降の変化の有無について確認する。冬期間は、凍結、積雪による損傷がないか等の確認も行うものとする。

（3） 年点検は、全設備について設備機能の確認、劣化、損傷の発見のため年1回実施するものである。なお、機器の運転時に実施する点検項目は（ ）書きで示しているが、管理運転ができない場合は月点検の目視点検項目を実施する。

（4） 運転時点検は、実運転時の実施に際して、運転操作に支障がないか、運転時の異常はないか、運転終了後に次回の運転に支障がないか等の確認を行うものである。

（5） 臨時点検は、地震等の発生時において異常の有無の確認を主に行うものである。

（6） 定期整備は、機器の健全度評価結果や過去の実績等により実施時期を定めて行う手法による分解整備等の内容である。

【記載方法】

（1） 機器が複数ある場合は、号機毎に点検結果欄に記載すること。なお、点検結果欄が個々に無い場合は、摘要欄に点検結果を記載すること。

（2） 点検の結果、不具合・故障が生じている場合（△、×判定）は、その内容について摘要欄に記載すること。また、別途、点検・整備詳細記録表には不具合項目一覧表、故障記録表には各不具合項目の状況等報告書を各々指定された様式に作成すること。なお、定期整備の点検項目は非表示としている。

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

1　監視操作制御設備
1－1　遠隔・機場集中監視操作盤
（グラフィック型）

機器名：

機種形式：　遠隔・機場集中監視操作型（グラフィック型）

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
遠隔・機場集中監視盤（グラフィック型）		全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	－	E	E	－	－	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	－	E	H	－	H	ﾊﾝﾄﾞﾙ、蝶番、ｽﾄｯﾊﾟ等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気ﾛﾌｨﾙﾀに目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	－	E	D	－	－	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	E	盤内機器の取付、筐体の緩み。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	－	－	E	－	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	－	H	(H)	H	－	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	－	－	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認	－	E	E	E	－	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	－	E	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	－	E	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		運転時間計	指示状態	－	E	E	E	－	運転時間に正確に追随していること。			
			取付状態	－	E	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		電力量計	指示状態	－	E	(E)	E	－	発・受信の指示が一致していること。			
			取付状態	－	E	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		設定器	設定値の確認	－	E	E	－	－	所定の設定値にセットされていること。			
			取付状態	－	E	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		グラフィックパネル	表示灯点灯の確認	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			表示器表示の確認	E	E	(E)	E	E	発・受信の指示が一致していること。			
		タイマ	動作確認	－	－	D	－	－	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	－	－	E	－	－	所定の設定値にセットされていること。			
		PLC	電源電圧の確認	－	－	E	－	－	電源電圧に異常がないこと。			
			入力信号の確認	－	－	D	－	－	通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。			(ｼｰｹﾝｽﾁｪｯｸ)
			出力信号の確認	－	－	D	－	－	通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。CRTと連携する場合は、CRTモニタ出力とPLC出力信号が一致していること。			(ｼｰｹﾝｽﾁｪｯｸ)
			内蔵電池	－	－	E	－	－	推奨交換時期を超過していないこと。			
特記事項	注）弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。											

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

1　監視操作制御設備
1－2　遠隔・機場集中監視操作盤
（ディスプレイ型）

機器名：

機種形式：　遠隔・機場集中監視操作型（ディスプレイ型）

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
遠隔・機場集中監視操作盤（CRT型）		全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	ﾊﾝﾄﾞﾙ、蝶番、ｽﾄｯﾊﾟ等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。			
	致		絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
	致		接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
	致		シーケンスチェック	－	E	D	－	－	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	－	－	E	－	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	－	H	(H)	H	－	動作不良、誤動作がないこと。			
	致		取付状態、汚れ	E	E	E	－	－	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認	－	E	E	E	－	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		運転時間計	指示状態	－	E	(E)	E	－	運転時間に正確に追随していること。			
			取付状態	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		CRTディスプレイ（タッチパネル含む）	表示状態の確認	E	E	E	－	－	所定のｶﾗｰｸﾞﾗﾌｨｯｸ表示、文字表示ができること。色ずれ、歪み、焼付きのないこと。			
			輝度状態の確認	－	－	E	－	－	鮮度、フォーカスが正常なこと。			
			電源ケーブル接続状態	－	－	E	－	－	コネクタに緩み、抜けがないこと。破損がないこと。亀裂がないこと。過熱による変色がないこと。			
			表示信号ケーブル接続状態	－	－	E	－	－	コネクタに緩み、抜けがないこと。破損がないこと。亀裂がないこと。			
			電源電圧の確認	－	－	E	－	－	電源電圧に異常がないこと。			
			表示面の清掃	－	－	C	－	－	－			
		キーボード	キー入力の確認	－	E	E	－	－	キー入力とCRTモニタ出力が一致していること。			
			信号ケーブル接続状態	－	－	E	－	－	コネクタに緩み、抜けがないこと。破損がないこと。亀裂がないこと。			
			キーボードの清掃	－	－	C	－	－	清掃する。			

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
遠隔・機場集中監視操作盤（CRT型）		マウス	動作確認	－	D	D	－	－	マウス入力にCRT画面が正常に反応すること。			
			信号ケーブル接続状態	－	－	E	－	－	コネクタに緩み、抜けがないこと。破損がないこと。亀裂がないこと。			
			マウス本体の清掃	－	－	C	－	－	－			
		プリンタ	動作確認	－	－	D	－	－	タッチ入力に画面が正常に反応すること。			
			印字状態の確認	－	D	D	－	－	オンラインで文字をテスト印刷し、画面と一致していること。文字の欠落、濃淡のないこと。			
			電源電圧の確認	－	－	D	－	－	電源電圧に異常がないこと。			
			電源ケーブル接続状態	－	－	E	－	－	コネクタに緩み、抜けがないこと。破損がないこと。亀裂がないこと。過熱による変色がないこと。			
			信号ケーブル接続状態	－	－	E	－	－	コネクタに緩み、抜けがないこと。破損がないこと。亀裂がないこと。			
		中央演算処理装置	電源電圧の確認	－	－	E	－	－	電源電圧に異常がないこと。			
			電源ランプの点灯確認	E	E	E	－	－	正常に点灯していること。			
			HDDの動作確認	－	D	D	－	－	ﾃﾞｰﾀの読出し・書込みが正常なこと。			
			FD動作確認	－	－	D	－	－	ﾃﾞｰﾀの読出し・書込みが正常なこと。			
			CD動作確認	－	－	D	－	－	ﾃﾞｰﾀの読出し・書込みが正常なこと。			
			MO動作確認	－	－	D	－	－	ﾃﾞｰﾀの読出し・書込みが正常なこと。			
			ファン動作確認	－	D	D	－	－	異音がなく正常に動作していること。			
			換気用フィルタ	E	E	C	－	－	換気用フィルタの目づまりがないこと。			
			電源ケーブル接続状態	－	－	E	－	－	コネクタに緩み、抜けがないこと。破損がないこと。亀裂がないこと。過熱による変色がないこと。			
			その他ケーブル接続状態	－	－	E	－	－	コネクタに緩み、抜けがないこと。破損がないこと。亀裂がないこと。			
特記事項		注）弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。										

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

1　監視操作制御設備
1－3　遠隔・機場集中監視盤
（グラフィック型）

機器名：

機種形式：　遠隔・機場集中監視型（グラフィック型）

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
遠隔・機場集中監視盤（グラフィック型）		全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	ﾊﾝﾄﾞﾙ、蝶番、ｽﾄｯﾊﾟ等の緩みがないこと。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口ﾌｨﾙﾀに目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	－	E	D	－	－	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	－	－	E	－	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。			
		指示計	動作確認	－	E	E	E	－	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		記録計	記録動作状態	－	－	E	－	－	模擬入力信号にて指示値、動作が正常なこと。			
			取付状態	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
遠隔・機場集中監視盤（グラフィック型）		グラフィックパネル	表示灯点灯の確認	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			表示器表示の確認	E	E	(E)	E	E	発・受信の指示が一致していること。			
		タイマ	動作確認	－	－	D	－	－	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	－	－	E	－	－	所定の設定値にセットされていること。			
		PLC	電源電圧の確認	－	－	E	－	－	電源電圧に異常がないこと。			
			入力信号の確認	－	－	D	－	－	通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。			(ｼｰｹﾝｽﾁｪｯｸ)
			出力信号の確認	－	－	D	－	－	通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。			(ｼｰｹﾝｽﾁｪｯｸ)
			内蔵電池	－	－	E	－	－	推奨交換時期を超過していないこと。			
		変換器	電源電圧の確認	－	－	E	－	－	電源電圧に異常がないこと。			
			入力信号の確認	－	－	D	－	－	センサーからの信号が変換器へ正常に入力されていること。			
			出力信号の確認	－	－	D	－	－	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追随して変化すること。			
特記事項	注）弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。											

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

1　監視操作制御設備
1－4　機側操作盤

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)							
※2　点検方法　(( )書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
機側操作盤		全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。					
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
		盤面	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆・汚れがないこと。					
			扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	ﾊﾝﾄﾞﾙ、蝶番、ｽﾄｯﾊﾟ等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目づまりがないこと。					
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。					
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。					
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。					
			シーケンスチェック	－	E	D	－	－	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。					
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	E	盤内機器の取付、筐体の緩み。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。					
			端子、端子台の状態	－	－	E	－	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。					
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。					
	致	操作スイッチ	動作確認	－	H	(H)	H	－	動作不良、誤動作がないこと。					
			取付状態、汚れ	E	E	E	－	－	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。					
		指示計	動作確認	－	E	E	E	－	零点及び指示計値が正常なこと。					
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、ｶﾊﾞｰに汚れ、破損がないこと。					
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。					
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。					
機側操作盤		運転時間計	指示状態	－	E	(E)	E	－	運転時間に正確に追随していること。					
			取付状態	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。					
		タイマ	動作確認	－	－	D	－	－	設定時間で正常に動作すること。					
			設定値の確認	－	－	E	－	－	所定の設定値にセットされていること。					
		変換器	電源電圧の確認	－	－	E	－	－	電源電圧に異常がないこと。					
			入力信号の確認	－	－	D	－	－	センサーからの信号が変換器へ正常に入力されていること。					
			出力信号の確認	－	－	D	－	－	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追随して変化すること。					
特記事項	注)弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。													

施設名：○○○･･･排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

1　監視操作制御設備
1－5　補助継電器盤

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器･部品のこと。)							
※2　点検方法　(( )書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器･部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器･部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕･取替･更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
補助継電器盤（リレー型）		全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆･汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	ﾊﾝﾄﾞﾙ、蝶番、ｽﾄｯﾊﾟ等の緩み。軽く開閉できること。施錠･解錠が容易であること。換気ﾛﾌｨﾙﾀに目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。			
	致		絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
	致		接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
	致		シーケンスチェック	－	E	D	－	－	渋滞･誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	－	－	E	－	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	－	H	(H)	H	－	動作不良、誤動作がないこと。			
	致		取付状態、汚れ	E	E	E	－	－	取付･接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認	－	E	E	E	－	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器･表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		運転時間計	指示状態	－	E	(E)	E	－	運転時間に正確に追随していること。			
			取付状態	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		タイマ	動作確認	－	－	D	－	－	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	－	－	E	－	－	所定の設定値にセットされていること。			
		補助継電器	取付状態、汚れ、変色	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
			動作状態	－	－	D	－	－	動作不良、誤動作、異音がないこと。			(ｼｰｹﾝｽﾁｪｯｸ)

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
補助継電器盤（PLC型）		全般	動作確認	－	D	－	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	ハンドル、蝶番、ストッパ等に緩みがないこと。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気ロフィルタに目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。			
	致		絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
	致		接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
	致		シーケンスチェック	－	E	D	－	－	渋滞、誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子・端子台の状態	－	－	E	－	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	－	H	(H)	H	－	動作不良、誤動作がないこと。			
	致		取付状態、汚れ	E	E	E	－	－	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認	－	E	E	E	－	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		運転時間計	指示状態	－	E	(E)	E	－	運転時間に正確に追随していること。			
			取付状態	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		PLC	電源電圧の確認	－	－	E	－	－	電源電圧に異常がないこと。			
			入力信号の確認	－	－	D	－	－	通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。			(シーケンスチェック)
			出力信号の確認	－	－	D	－	－	通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。			(シーケンスチェック)
			内蔵電池	－	－	E	－	－	推奨交換時期を超過していないこと。			
特記事項		注）弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。										

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

1　監視操作制御設備
1－6　高圧電動機制御盤

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)							
※2　点検方法　(( )書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
高圧電動機制御盤		全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	ﾊﾝﾄﾞﾙ、蝶番、ｽﾄｯﾊﾟ等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気ﾛﾌｨﾙﾀに目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	－	E	D	－	－	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
			保護継電器の動作	－	－	D	－	－	整定値での動作が正常なこと。			(原則2年毎)
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	－	－	E	－	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	－	H	(H)	H	－	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	－	－	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認	－	E	E	E	－	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		運転時間計	指示状態	－	E	(E)	E	－	運転時間に正確に追随していること。			
			取付状態	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		タイマ	動作確認	－	－	D	－	－	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	－	－	E	－	－	所定の設定値にセットされていること。			

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
				月点検		年点検	運転時点検	臨時点検				
				目視	管理運転							
高圧電動機制御盤	致	コンビネーションスタータ	高圧ヒューズの汚れ、ひび割れ	－	－	E	－	－	汚れがないこと。ひび割れがないこと。溶断表示棒がとびだしていないこと。			
			ヒューズホルダの汚れ、変形、ひび割れ	－	－	E	－	－	汚れがないこと。緩みがないこと。変形、ひび割れがないこと。			
			電磁接触器の変形、変色	－	－	E	－	－	変形・変色がないこと。閉路中に異音がないこと。			
			接続部	－	－	T	－	－	接続部に緩みがないこと。			
			操作機構	－	－	D	－	－	汚れのないこと。緩みがないこと。変形がないこと。			
			機器外箱の接地	－	－	E	－	－	緩みのないこと。			
			接触子の接触面状態	－	－	E	－	－	閉路状態のワイプばね部のマークで判定する。			(真空式はギャップ測定)
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
		計器用変成器	汚れ、腐食、過熱	－	E	E	－	－	計器用変圧器及び変流器に汚れ、腐食、過熱による変色がないこと。			
			異常音	－	S	S	－	－	異常音のないこと。			
			ヒューズの異常	－	E	E	－	－	ヒューズホルダに緩みがないこと。ヒューズ切れがないこと。			
			接続部	－	－	T	－	－	緩みがないこと。			
			接地線の接続状態	－	－	E	－	－	緩みがないこと。断線のないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
		進相用コンデンサ	汚れ、油漏れ、振動、過熱、変形	－	E	E	－	E	汚れがないこと。油漏れ、振動、変形、過熱による変色がないこと。			
			異常音	－	S	S	－	－	異常音のないこと。			
			機器外箱の接地	－	－	E	－	－	緩みがないこと。 断線のないこと。			
			接続部	－	－	T	－	E	緩みがないこと。			
			tanδ容量の測定	－	－	－	－	－	誘電正接が基準値以下であること。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
特記事項		注)弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。										

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

1　監視操作制御設備
1－7　低圧電動機制御盤

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)							
※2　点検方法　(( )書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
低圧電動機制御盤		全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	ﾊﾝﾄﾞﾙ、蝶番、ｽﾄｯﾊﾟ等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	－	E	D	－	－	渋滞・誤動作がないこと。 故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
			保護継電器の動作	－	－	D	－	－	整定値での動作が正常なこと。			(原則2年毎)
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと			
			端子、端子台の状態	－	－	E	－	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	－	H	(H)	H	－	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	－	－	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認	－	E	E	E	－	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		運転時間計	指示状態	－	E	(E)	E	－	運転時間に正確に追随していること。			
			取付状態	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		タイマ	動作確認	－	－	D	－	－	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	－	－	E	－	－	所定の設定値にセットされていること。			

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
低圧電動機制御盤	致	配線用遮断器	取付状態、汚れ	E	E	E	－	E	取付部に緩みがないこと。汚れがないこと。			
			変色	E	E	E	－	－	変色がないこと。			
			開閉動作	－	－	D	－	－	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。			
			接続部	－	－	－	－	E	緩みがないこと。			
		電磁接触器	取付状態、汚れ	E	E	E	－	E	取付部に緩みがないこと。汚れがないこと。			
			変色	E	E	E	－	E	変色がないこと。			
			異常音	－	S	(S)	－	－	閉路中に異常音がないこと。			
			動作状態	－	D	D	－	－	動作不良、誤動作がないこと。			
			接触面の状態	－	－	E	－	－	接触面に荒れがないこと。			
			接続部	－	－	T	－	E	緩みがないこと。			
		配線用漏電遮断器	取付状態、汚れ	E	E	E	－	E	取付部に緩みがないこと。汚れがないこと。			
			変色	E	E	E	－	－	変色がないこと。			
			開閉動作	－	－	D	－	－	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。			(ﾃｽﾄ釦にて確認)
			接続部	－	－	T	－	E	緩みがないこと。			
		計器用変成器	汚れ、腐食、過熱	－	E	E	－	E	計器用変圧器及び変流器に汚れ、腐食、過熱による変色がないこと。			
			異常音	－	S	S	－	－	異常音のないこと。			
			ヒューズの異常	－	E	E	－	－	ヒューズホルダに緩みがないこと。ヒューズ切れがないこと。			
			接続部	－	－	T	－	－	緩みがないこと。			
			接地線の接続状態	－	－	E	－	－	緩みがないこと。断線のないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
		進相用コンデンサ	汚れ、油漏れ、振動、過熱、変形	－	E	E	－	E	汚れがないこと。油漏れ、振動、変形、過熱による変色がないこと。			
			異常音	－	S	S	－	－	異常音のないこと。			
			機器外箱の接地	－	－	E	－	－	緩みがないこと。断線のないこと。			
			接続部	－	－	T	－	－	緩みがないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
特記事項		注)弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。										

施設名：○○○･･･排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

1　監視操作制御設備
1－8　系統機器盤

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)							
※2　点検方法　(( )書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
系統機器盤（リレー型・PLC型）		全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。					
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
		盤面	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆・汚れがないこと。					
			扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	ﾊﾝﾄﾞﾙ、蝶番、ｽﾄｯﾊﾟ等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口フィルタに目づまりがないこと。					
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の浸入や結露がないこと。					
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。					
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。					
			シーケンスチェック	－	E	D	－	－	渋滞・誤動作がないこと。 故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。					
			保護継電器の動作	－	－	D	－	－	整定値での動作が正常なこと。					(2年毎実施)
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。					
			端子、端子台の状態	－	－	E	－	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。					
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。					
	致	操作スイッチ	動作確認	－	H	(H)	H	－	動作不良、誤動作がないこと。					
			取付状態、汚れ	E	E	E	－	－	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接続部の荒れがないこと。					
		指示計	動作確認	－	E	E	E	－	零点及び指示計値が正常なこと。					
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。					
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。					
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。					
		運転時間計	指示状態	－	E	(E)	E	－	運転時間に正確に追随していること。					
			取付状態	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。					
		タイマ	動作確認	－	－	D	－	－	設定時間で正常に動作すること。					
			設定値の確認	－	－	E	－	－	所定の設定値にセットされていること。					

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘要
系統機器盤（リレー型・PLC型）	致	配線用遮断器	取付状態、汚れ	E	E	E	－	E	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。					
			変色	E	E	E	－	－	変色がないこと。					
			開閉動作	－	－	D	－	－	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。					
			接続部	－	－	T	－	－	緩みがないこと。					
		電磁接触器	取付状態、汚れ	E	E	E	－	E	取付部に緩みがないこと。汚れがないこと。					
			変色	E	E	E	－	－	変色がないこと。					
			異常音	－	S	(S)	－	－	閉路中に異常音がないこと。					
			動作状態	－	D	D	－	－	動作不良、誤動作がないこと。					
			接触面の状態	－	－	E	－	－	接触面に荒れがないこと。					
			接続部	－	－	T	－	－	緩みがないこと。					
		配線用漏電遮断器	取付状態、汚れ	E	E	E	－	E	取付部に緩みがないこと。汚れがないこと。					
			変色	E	E	E	－	E	変色がないこと。					
			開閉動作	－	－	D	－	－	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。					(ﾃｽﾄ釦による)
			接続部	－	－	T	－	E	緩みがないこと。					
		計器用変成器	汚れ、腐食、過熱	－	E	E	－	E	計器用変圧器及び変流器に汚れ、腐食、過熱による変色がないこと。					
			異常音	－	S	S	－	－	異常音のないこと。					
			ヒューズの異常	－	E	E	－	－	ヒューズホルダに緩みがないこと。ヒューズ切れがないこと。					
			接続部	－	－	T	－	－	緩みがないこと。					
			接地線の接続状態	－	－	E	－	－	緩みがないこと。断線のないこと。					
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。					
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。					
		進相用コンデンサ	汚れ、油漏れ、振動、過熱、変形	－	E	E	－	E	汚れがないこと。油漏れ、振動、変形、過熱による変色がないこと。					
			異常音	－	S	S	－	－	異常音のないこと。					
			機器外箱の接地	－	－	E	－	－	緩みがないこと。断線がないこと。					
			接続部	－	－	T	－	－	緩みがないこと。					
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。					
	致	補助継電器	取付状態、汚れ、変色	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。変色がないこと。					
			動作状態	－	－	D	－	－	正常に動作すること。					(ｼｰｹﾝｽﾁｪｯｸ)
		PLC	電源電圧の確認	－	－	E	－	－	電源電圧に異常がないこと。					
			入力信号の確認	－	－	D	－	－	通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。					(ｼｰｹﾝｽﾁｪｯｸ)
			出力信号の確認	－	－	D	－	－	通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。 CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。					(ｼｰｹﾝｽﾁｪｯｸ)
			内蔵電池	－	－	E	－	－	推奨交換時期を超過していないこと。					
特記事項	注）弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。													

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

1　監視操作制御設備
1－9　コントロールセンタ

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)							
※2　点検方法　(( )書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
コントロールセンタ		全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	ﾊﾝﾄﾞﾙ、蝶番、ｽﾄｯﾊﾟ等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気ﾛﾌｨﾙﾀに目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の浸入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	－	E	D	－	－	渋滞・誤動作がないこと。故障信号等は、模擬信号を入力し正しく動作すること。			
			保護継電器の動作	－	－	D	－	－	整定値での動作が正常なこと。			(原則、2年毎)
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	－	－	E	－	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。コネクタに緩み、抜けがないこと。過熱による変色がないこと。 絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。			
			主回路導体の状態	－	－	E	－	E	ﾕﾆｯﾄの出入れ、ﾌﾟﾗｸﾞ接触部が正常なこと。接続部・接触部に緩み、変形がないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物に破損、変形がないこと。			
			ヒューズ	－	－	E	－	－	ヒューズホルダに緩みがないこと。ヒューズ切れがないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	－	H	(H)	H	－	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	－	－	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接続部の荒れがないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
コントロールセンタ	一致	配線用遮断器	取付状態、汚れ	E	E	E	－	E	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。			
			変色	E	E	E	－	－	変色がないこと。			
			開閉動作	－	－	D	－	－	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。			
			接続部	－	－	T	－	－	緩みがないこと。			
		電磁接触器	取付状態、汚れ	E	E	E	－	E	取付部に緩みがないこと。汚れがないこと。			
			変色	E	E	E	－	－	変色がないこと。			
			異常音	－	S	(S)	－	－	閉路中に異常音がないこと。			
			動作状態	－	D	D	－	－	動作不良、誤動作がないこと。			
			接触面の状態	－	－	E	－	－	接触面に荒れがないこと。			
			接続部	－	－	T	－	－	緩みがないこと。			
		配線用漏電遮断器	取付状態、汚れ	E	E	E	－	E	取付部に緩みがないこと。汚れがないこと。			
			変色	E	E	E	－	－	変色がないこと。			
			開閉動作	－	－	D	－	－	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。			(ﾃｽﾄ釦による)
			接続部	－	－	T	－	－	緩みがないこと。			
		計器用変成器	汚れ、腐食、過熱	－	E	E	－	E	計器用変圧器及び変流器に汚れ、腐食、過熱による変色がないこと。			
			異常音	－	S	S	－	－	異常音のないこと。			
			ヒューズの異常	－	E	E	－	E	ヒューズホルダに緩みがないこと。ヒューズ切れがないこと。			
			接続部	－	－	T	－	－	緩みがないこと。			
			接地線の接続状態	－	－	E	－	－	緩みがないこと。 断線のないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
		進相用コンデンサ	汚れ、油漏れ、振動、過熱、変形	－	E	E	－	E	汚れがないこと。 油漏れ、振動、変形、過熱による変色がないこと。			
			異常音	－	S	S	－	－	異常音のないこと。			
			機器外箱の接地	－	－	E	－	－	緩みがないこと。断線がないこと。			
			接続部	－	－	T	－	－	緩みがないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
特記事項	注)弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。											

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

1　監視操作制御設備
1－10　運転支援システム

機器名：

機種形式：

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
運転支援システム		全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	ﾊﾝﾄﾞﾙ、蝶番、ｽﾄｯﾊﾟ等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気ﾛﾌｨﾙﾀに目づまりがないこと。			
		盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の浸入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	－	－	E	－	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	－	D	D	D	－	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	－	－	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認	－	E	E	E	－	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		運転時間計	指示状態	－	E	(E)	E	－	運転時間に正確に追随していること。			
			取付状態	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		ディスプレイ（タッチパネル含む）	表示状態の確認	E	E	E	－	－	所定のカラーグラフィック表示、文字表示ができること。色ずれ、歪みのないこと。			
			輝度状態の確認	－	－	A	－	－	輝度、フォーカスが正常なこと。			
			電源ケーブル接続状態	－	－	E	－	－	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。過熱による変色がないこと。			
			表示信号ケーブル接続状態	－	－	E	－	－	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。			
			電源電圧測定の確認	－	－	E	－	－	電源電圧に異常がないこと。			
			表示面の清掃	－	－	C	－	－	－			

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
				月点検		年点検	運転時点検	臨時点検				
				目視	管理運転							
運転支援システム		キーボード	キー入力の確認	—	E	E	—	—	キー入力とCRTモニタ出力が一致していること。			
			信号ケーブル接続状態	—	—	E	—	—	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。			
			キーボード本体の清掃	—	—	C	—	—	—			
		マウス	動作確認	—	D	D	—	—	マウス入力にCRT画面が正常に反応すること。			
			信号ケーブル接続状態	—	—	E	—	—	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。			
			マウス本体の清掃	—	—	C	—	—	—			
		プリンタ	動作確認	—	—	D	—	—	プリンタの各スイッチを操作し、正常に動作すること。用紙詰まり・二重送り等がないこと。カラー印刷が画面と一致していること。			
			印字状態の確認	—	D	D	—	—	ｵﾝﾗｲﾝで文字をﾃｽﾄ印刷し、画面と一致していること。文字の欠落、濃淡のないこと。			
			電源電圧測定の確認	—	—	E	—	—	電源電圧に異常がないこと。			
			電源ケーブル接続状態	—	—	E	—	—	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。過熱による変色がないこと。			
			信号ケーブル接続状態	—	—	E	—	—	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。			
		中央演算処理装置	電源電圧の確認	—	—	E	—	—	電源電圧に異常がないこと。			
			電源ランプの点灯確認	E	E	E	—	—	正常に点灯していること。			
			HDDの動作確認	—	D	D	—	—	ﾃﾞｰﾀの読出し・書込みが正常なこと。			
			FD動作確認	—	—	D	—	—	ﾃﾞｰﾀの読出し・書込みが正常なこと。			
			CD動作確認	—	—	D	—	—	ﾃﾞｰﾀの読出し・書込みが正常なこと。			
			MO動作確認	—	—	D	—	—	ﾃﾞｰﾀの読出し・書込みが正常なこと。			
			ファン動作確認	—	D	D	—	—	異音がなく正常に動作していること。			
			換気用フィルタ	E	E	C	—	—	換気用フィルタの目づまりがないこと。			
			電源ケーブル接続状態	—	—	E	—	—	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。過熱による変色がないこと。			
			その他ケーブル接続状態	—	—	E	—	—	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。			
特記事項		注）弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。										

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

1　監視操作制御設備
1－11　CCTV設備

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)							
※2　点検方法　(( )書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
CCTV設備		全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	ﾊﾝﾄﾞﾙ、蝶番、ｽﾄｯﾊﾟ等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気口ﾌｨﾙﾀに目づまりがないこと。			
		盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の浸入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	－	－	E	－	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	－	H	(H)	H	－	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	－	－	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認	－	E	E	E	－	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		カメラ	電源電圧の確認	－	－	E	－	－	電源電圧に異常がないこと。			
			映像信号の確認	－	－	A	－	－	モニタの画像表示が正常なこと。			
			動作確認(カメラ、ヒータ、デフロスタ、ファン、ワイパ)	－	D	D	－	－	レンズの動作(ズーム、フォーカス、アイリス)が正常なこと。ヒータの動作が正常なこと。デフロスタの動作が正常なこと。ファンの動作が正常なこと。			
			腐食、水漏れの確認	－	－	E	－	－	カメラケースに腐食、水漏れ、変形、破損がないこと。			
			内部配線、取付の確認	－	－	E	－	－	汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			照明装置の確認	－	D	D	－	－	正常に点灯すること。 照度が正常なこと。			
			ケーブル接続状態	－	－	E	－	－	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。			
			錆、汚れの確認	－	－	E	－	－	発錆・汚れがないこと。			

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
				月点検		年点検	運転時点検	臨時点検				
				目視	管理運転							
CCTV設備		拡声部	入力信号の確認	－	－	A	－	－	音量、音質が正常なこと。			
			歪みの確認	－	－	S	－	－	音声に歪み、ノイズがないこと。			
			ケーブル接続状態	－	－	E	－	－	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。			
		ビデオ	録画、再生の確認	－	－	D	－	－	録画、再生が正常であること。			
		操作部	制御信号の確認	－	－	D	－	－	カメラ、モニタ、ビデオ、マイク、拡声部の操作が正常に行えること。			
			ケーブル接続状態	－	－	E	－	－	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。			
		モニタ	電源電圧の確認	－	－	E	－	－	規定値内であること。			
			モニタ表示の確認	E	E	E	－	－	画像、画質が正常なこと。			
			ケーブル接続状態	－	－	E	－	－	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。			
		マイク	拡音動作の確認	－	S	S	－	－	スピーカの音量、音質が正常なこと。			
			ケーブル接続状態	－	－	E	－	－	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。			
特記事項	注）弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。											

施設名：○○○･･･排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

1　監視操作制御設備
1－12　計装盤

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器･部品のこと。)							
※2　点検方法　(( )書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器･部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器･部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕･取替･更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
計装盤		全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆･汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	ﾊﾝﾄﾞﾙ、蝶番、ｽﾄｯﾊﾟ等の緩み。軽く開閉できること。施錠･解錠が容易であること。換気口ﾌｨﾙﾀに目づまりがないこと。			
		盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の浸入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	－	－	E	E	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。			
		操作スイッチ	動作確認	－	H	(H)	H	－	動作不良、誤動作がないこと。			
			取付状態、汚れ	E	E	E	－	－	取付･接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認	－	E	E	E	－	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
		表示器･表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		保護装置	保護リレーの動作	－	－	D	－	－	整定値での動作が正常なこと。			
			警報装置の異常	－	E	E	－	－	緩みがないこと。破損がないこと。保護リレー、センサの動作で正常に動作すること。			
			避雷器	－	E	E	－	－	汚れがないこと。変色、変形、破損がないこと。漏れ電流を測定し、基準値以下であること。			

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
				月点検		年点検	運転時点検	臨時点検				
				目視	管理運転							
計装盤		監視用センサ類	温度センサの動作	―	E	(D)	―	―	温度センサの出力信号が機付温度指示計の指示値と一致していること。湯沸器等に温度センサを入れ出力信号が湯温に追随していること。			
			圧力センサの動作	―	E	(D)	―	―	圧力センサの出力信号が機付圧力指示計の指示値と一致していること。圧力試験器で模擬圧力を加え出力信号が圧力に追随していること。			
			流量センサの動作	―	E	(D)	―	―	流量センサの出力信号がポンプ性能曲線から読み取った流量値と一致していること。模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追随して変化すること。			
			振動センサの動作	―	E	(D)	―	―	振動指示計が動作していること。 振動センサの出力信号が校正済み振動計の指示値と一致していること。			
			速度センサの動作	―	E	(D)	―	―	速度センサの出力信号が機付速度指示計の指示値と一致していること。速度センサの出力信号が校正済み速度計の指示値と一致していること。			
			開度センサの動作	―	E	(D)	―	―	開度センサの出力信号が機付開度指示計の指示値と一致していること。全閉から全開動作を行い、出力信号が開度に追随して変化すること。			
		変換器、調節器	電源電圧の確認	―	―	E	―	―	規定値内であること。			
			入力信号の確認	―	―	D	―	―	センサーからの信号が変換器へ正常に入力されていること。			
			出力信号の確認	―	―	D	―	―	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追随して変化すること。			
			設定値の確認	―	―	D	―	―	出力信号確認時に、変換器・調節器の設定値で所定の信号を発信すること。			
特記事項		注）弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。										

施設名：○○○･･･排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

1　監視操作制御設備
1－13　入出力装置盤

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器･部品のこと。)							
※2　点検方法　(( )書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器･部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器･部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕･取替･更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
入出力装置盤		全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
	致	盤面	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆･汚れがないこと。			
	致		扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	ﾊﾝﾄﾞﾙ、蝶番、ｽﾄｯﾊﾟ等の緩み。軽く開閉できること。施錠･解錠が容易であること。換気ﾛﾌｨﾙﾀに目づまりがないこと。			
		盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の浸入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	－	E	D	－	－	渋滞･誤動作がないこと。故障信号等は、模擬入力し正しく動作すること。			
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	－	－	E	－	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	－	H	(H)	H	－	動作不良、誤動作がないこと。			
	致		取付状態、汚れ	E	E	E	－	－	取付･接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接続部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認	－	E	E	E	－	零点及び指示計値が正常なこと。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
入出力装置盤		表示器･表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		タイマ	動作確認	－	－	D	－	－	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	－	－	E	－	－	所定の設定値にセットされていること。			
		PLC	電源電圧の確認	－	－	E	－	－	規定値内であること。			
			入力信号の確認	－	－	D	－	－	通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。			(ｼｰｹﾝｽﾁｪｯｸ)
			出力信号の確認	－	－	D	－	－	通常の操作制御信号以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。CRTと連携する場合は、PLC入力信号とCRTモニタ出力が一致していること。			(ｼｰｹﾝｽﾁｪｯｸ)
			内蔵電池	－	－	E	－	－	推奨交換時期を超過していないこと。			
		変換器	電源電圧の確認	－	－	E	－	－	電源電圧に異常がないこと。			
			入力信号の確認	－	－	D	－	－	センサからの信号が変換器へ正常に入力されていること。			
			出力信号の確認	－	－	D	－	－	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追随して変化すること。			
特記事項	注)弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。											

施設名：○○○･･･排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

1　監視操作制御設備
1－14　変換器盤

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器･部品のこと。)							
※2　点検方法　(( )書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器･部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器･部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕･取替･更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
変換器盤		全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆･汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	ﾊﾝﾄﾞﾙ、蝶番、ｽﾄｯﾊﾟ等の緩み。軽く開閉できること。施錠･解錠が容易であること。換気口ﾌｨﾙﾀに目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の浸入や結露がないこと。			
	致		絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
	致		接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
	致		シーケンスチェック	－	E	D	－	－	渋滞･誤動作がないこと。故障信号等は、模擬入力し正しく動作すること。			
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	－	－	E	－	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。			
	致	操作スイッチ	動作確認	－	H	(H)	H	－	動作不良、誤動作がないこと。			
	致		取付状態、汚れ	E	E	E	－	－	取付･接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接続部の荒れがないこと。			
		指示計	動作確認	－	E	E	E	－	零点及び指示計値が正常なこと。			(調整は原則、2年毎)
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。			
変換器盤		表示器･表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
		タイマ	動作確認	－	－	D	－	－	設定時間で正常に動作すること。			
			設定値の確認	－	－	E	－	－	所定の設定値にセットされていること。			
		変換器	電源電圧の確認	－	－	E	－	－	電源電圧に異常がないこと。			
			入力信号の確認	－	－	D	－	－	センサーからの信号が変換器へ正常に入力されていること。			
			出力信号の確認	－	－	D	－	－	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追随して変化すること。			
特記事項	注)弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。											

施設名：○○○･･･排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

1　監視操作制御設備
1－15　データ伝送盤

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)							
※2　点検方法　(　)書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
データ伝送盤		全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
		盤面	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆・汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	ﾊﾝﾄﾞﾙ、蝶番、ｽﾄｯﾊﾟ等の緩み。軽く開閉できること。施錠・解錠が容易であること。換気ﾛﾌｨﾙﾀに目づまりがないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の浸入や結露がないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
			シーケンスチェック	－	E	D	－	－	渋滞・誤動作がないこと。模擬入力により正しく動作すること。			
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	E	盤内機器の取付、筐体に緩みがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。			
			端子、端子台の状態	－	－	E	－	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁物の破損、変形がないこと。			
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。			
	致	表示器・表示灯	点灯状態	E	E	(E)	E	E	ランプテストで正常に点灯すること。			
			取付状態、汚れ	－	E	E	－	－	取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。			
データ伝送盤		変換器	電源電圧の確認	－	－	E	－	－	電源電圧に異常がないこと。			
			入力信号の確認	－	－	D	－	－	センサーからの信号が変換器へ正常に入力されていること。			
			出力信号の確認	－	－	D	－	－	模擬信号を変換器へ入力し、出力信号が追随して変化すること。			
		伝送装置	電源電圧の確認	－	－	E	－	－	電源電圧に異常がないこと。			
			信号レベルの測定	－	－	E	－	－	信号レベルの減衰率が基準値以内であること。			
			接続部の確認	－	－	E	－	E	コネクタに緩み、抜けがないこと。汚れがないこと。亀裂がないこと。			
			警報動作の確認	－	－	D	－	－	模擬的に異常状態にし、警報動作の不良、誤動作がないこと。			
特記事項		注)弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。										

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

2　主ポンプ設備
2－2　横軸ポンプ

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)							
※2　点検方法　(（ ）書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
全般		主ポンプ全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音がないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化のないこと。					
		吸水槽	土砂の堆積量	－	－	M	－	－	土砂の堆積が運転に支障がないこと。					
本体	致	ケーシング	ケーシングの振動	－	H	(M)	－	－	異常な振動が発生していないこと。					
	致		水抜き弁	A	－	－	－	－	非出水期に入った時点でｹｰｼﾝｸﾞ内部の水抜きが完全になされたか確認すること。					(凍結対策)
		基礎ボルト類	締り具合	－	－	H	－	－	基礎ボルト・ナットに緩みがないこと。					
主軸及び軸受	致	主軸及び軸継手全般	錆	－	－	E	－	－	異常な錆が発生していないこと。					
	致		摩耗	－	－	E	－	－	摩耗していないこと。					
	致		締り具合	－	－	H	－	－	カップリングボルト・ナットが緩んでないこと。					
	致		ｶｯﾌﾟﾘﾝｸﾞｺﾞﾑの摩耗	－	－	E	－	－	ｺﾞﾑﾘﾝｸﾞが風化、大きく摩耗していないこと。					
	致		回転速度	－	M	(M)	M	－	規定値の範囲内であること。					
	致		軸振動	－	－	(M)	－	－	異常な振動が発生していないこと。					
	致	外側軸受	温度	－	H	(M)	H	－	異常な温度上昇がないこと。					
	致		振動(振幅)	－	H	(M)	－	－	異常な振動がないこと。				○	
	致		油脂量(質)	E	E	E	E	－	油面が正常であること。変色していないこと。					
	致		油漏れ	E	E	E	E	－	油漏れがないこと。					
主軸及び軸受	致	グランドパッキン	温度	－	H	(H)	H	－	異常に上昇しないこと。					
	致		封水量	－	E	(E)	E	－	異常な漏れがないこと。					
	致	無給水軸封装置	温度	－	H	(H)	H	－	異常に上昇しないこと。					
	致		漏水	－	E	(E)	E	－	異常な漏れがないこと。					
潤滑油系統	致	軸受用グリーススポンプ	手動給油	－	－	E	－	－	手動にてr給油されること。ｸﾞﾘｰｽ固化していないこと。					
	致		油脂量	E	E	E	E	－	規定値以上であること。					
	致		ベルトの張り具合	－	－	A	－	－	異常に緩んでないこと。					
	致		運転状況	－	(E)	(E)	E	－	異常な運転状況でないこと。					
呼水	致	満水検知器	作動	－	E	D	E	－	満水を検知できること。					
	致		作動	－	E	D	E	－	満水が切れた時、速やかに停止すること。					
	致		満水維持の確認	－	E	D	E	－	満水検知後、落水しないこと。					
計装機器	致	フロースイッチ	作動	－	D	D	D	－	流水時、フロースイッチの作動が正常なこと。					
	致	計器類(圧力、温度、水位)	圧力計指示	－	E	(E)	E	－	指示値に異常がないこと。					
	致		圧力計零指針	E	－	E	－	－	指針は、零をさしていること。					
	致		温度計指示	－	－	(E)	－	－	ポンプ停止状態で室温を指していること。					
	致		水位計指示	E	E	(E)	－	－	指示値が正常であること。					
特記事項		注1)管理運転では運転時にｹｰｼﾝｸﾞ振動、軸受温度、封水量、油漏れなどを確認する。 注2)運転前後には油脂量などの確認を実施する。 注3)ポンプ本体の内部状況については、設置場所の水質や環境を考慮して点検する。													

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

2　主ポンプ設備
2－6　主配管・弁類（主配管、電動弁、逆止弁）

機器名：

機種形式：

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
主配管		全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の劣化・剥離がないこと。					
		主配管	水抜き	A	－	A	－	－	配管内に水が溜まっていないこと。					（凍結対策）
			腐食	－	－	E	－	－	著しい腐食が発生していないこと。					
			漏れ	－	E	(E)	E	－	水漏れがないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離および劣化がないこと。					
電動式弁		全般	動作確認	－	D	－	D	－	正常に動作すること。					
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の劣化・剥離がないこと。					
	致	弁箱	水抜き	A	－	A	－	－	完全に水が抜けていること。					（凍結対策）
			腐食	－	－	E	－	－	腐食、錆がないこと。					
			劣化	－	－	E	－	－	著しい劣化のないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の劣化・剥離がないこと。					
		ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊﾟｯｷﾝ	水漏れ	－	－	E	－	－	異常な水漏れがないこと。					
	致	減速機構及び弁軸	潤滑油量	－	－	E	－	－	規定量が給油されていること。					
			異常音	－	H	(S)	S	－	開閉動作中に異常音を発生しないこと。					
			回転体の滑らかさ	－	H	H	H	－	ネジ部のカジリ、摩耗がないこと。					
		開度計	零指針	－	－	E	E	－	全閉時の指針が0%開度を示していること。					
			作動	－	E	(E)	－	－	弁体の動きと指針の動きが一致していること。					
	致	ﾘﾐｯﾄｽｲｯﾁ	ﾘﾐｯﾄｽｲｯﾁの作動	－	E	(E)	E	－	全閉、全開で正しく動作すること。					
	致	電動機	絶縁抵抗	－	－	M	－	－	絶縁抵抗値が規定値以上であること。					（盤にて測定）
			温度	－	H	(H)	－	－	異常な発熱がないこと。					
			入力電流	－	M	(M)	M	－	入力電流が規定値以内であること。					
			開閉時間	－	M	(M)	M	－	開閉時間が規定値以内であること。					
逆止め弁		全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の劣化・剥離がないこと。					
	致	弁箱	水抜き	A	－	－	－	－	完全に水が抜けていること。					（凍結対策）
			腐食	－	－	E	－	－	著しい腐食が発生していないこと。					
			劣化	－	－	E	－	－	著しい劣化のないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の劣化・剥離がないこと。					
		ﾀﾞｯｼｭﾎﾟｯﾄﾞ	油量（質）	－	－	E	－	－	指定の油面であること。油漏れがないこと。					
		ﾘﾐｯﾄｽｲｯﾁ	ﾘﾐｯﾄｽｲｯﾁの作動	－	E	(E)	E	－	全閉、全開で正しく動作すること。					
特記事項														

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

2　主ポンプ設備
2－7　主配管・弁類（手動弁、フラップ弁）

機器名：

機種形式：

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
手動式弁		全般	動作確認	－	D	－	D	－	正常に動作すること。					
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の劣化・剥離がないこと。					
	致	弁箱	水抜き	A	－	A	－	－	完全に水が抜けていること。					（凍結対策）
			腐食	－	－	E	－	－	腐食、錆がないこと。					
			劣化	－	－	E	－	－	著しい劣化のないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の劣化・剥離がないこと。					
		グランドパッキン	水漏れ	－	－	E	－	－	異常な水漏れがないこと。					
	致	減速機構及び弁軸	潤滑油量	－	－	E	－	－	規定量が給油されていること。					
			異常音	－	H	(S)	S	－	開閉動作中に異常音を発生しないこと。					
			回転体の滑らかさ	－	H	H	H	－	ネジ部のカジリ、摩耗がないこと。					
		開度計	零指針	－	－	E	E	－	全閉時の指針の位置が0%開度を示していること。					
			作動	－	E	(E)	－	－	弁体の動きと指針の動きが一致していること。					
逆流防止弁（フラップ弁）		全般	動作確認	－	D	－	D	－	正常に動作すること。					
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の劣化・剥離がないこと。					
		弁箱	腐食	－	－	E	－	－	腐食・錆のないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離がないこと。					
		弁体	腐食	－	－	E	－	－	腐食・錆のないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離がないこと。					
			損傷	－	－	E	－	－	損傷がないこと。					
		弁軸	腐食	－	－	E	－	－	腐食・錆のないこと。					
			回転の滑らかさ	－	－	－	－	－	カジリ、摩耗がないこと。					
特記事項														

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

3　主ポンプ設備駆動設備
3－1　主原動機（ディーゼル機関）

機器名：

機種形式：　ディーゼル機関

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
全般		ディーゼル機関全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音のないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化のないこと。					
機関本体	致	台板	締まり具合、損傷	E	E	E	E	－	緩み、損傷がないこと。					
		シリンダヘッド	タペットの間隙	－	－	A	－	－	タペットの間隙（ピストン圧縮・TOPでチェック）					
		クランク室	ボルトの緩み	－	－	T	－	－	緩みがないこと。					（連結棒本体、歯車、ベアリングを含む）
			デフレクション	－	－	M	－	－	計測値がメーカの規定値以内であること。				○	
			クランクシャフトの固着	－	D	－	－	－	引っかかりがないこと（ターニング）。					（歯車、軸受含む）
		過給機	フィルタの状況	－	－	E	－	－	異物がないこと。					
			振動	－	H	(H)	H	－	異常な振動が発生していないこと。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音が発生していないこと。					
			油量	E	E	E	E	－	油量が適切であること。					（油ダメ付のみ、2年毎に交換）
			入口温度	－	M	(M)	－	－	異常な温度上昇がないこと。				○	
			本体	－	－	E	－	－	傷、へこみがないこと。					
			内部状況	－	－	E	－	－	過給器内部に腐食が発生していないこと。					
		外部軸受	油量	E	E	E	E	－	油量が適切であること。					（フライホイール含む）
			振動（速度）	－	M	(M)	M	－	異常な振動が発生していないこと。					
			温度	－	H	(H)	H	－	異常な温度になっていないこと。					
		遠心クラッチ	動作確認	－	E	(E)	E	－	正常に動作すること。					
			油量	E	E	E	E	－	油量が適切であること。					（給油式の場合）
潤滑油系統	致	内部潤滑油ポンプ	振動	－	H	(H)	H	－	異常な振動が発生していないこと。					（潤滑油系統含む）
			作動	－	S	(S)	S	－	正常に作動すること。					
			配管漏れ	E	E	E	E	E	漏れがないこと。					
		初期潤滑油ポンプ	作動	－	S	(S)	S	－	正常に作動すること。					（圧力調整弁、電動機含む）
			配管漏れ	E	E	E	E	E	漏れがないこと。					
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	絶縁劣化していないこと。					
			振動	－	H	(H)	H	－	異常な振動が発生していないこと。					
		機関オイルパン	オイルパン油量	E	E	E	E	－	油量が適切であること。					（オイル交換、タンク内清掃は2年毎）
		潤滑油濾過	内部清掃	－	－	C	－	－	異物がないこと。					
	致	潤滑油冷却器	漏れ	E	E	(E)	E	－	漏れがないこと。					
			防蝕亜鉛の消耗	－	－	E	－	－	消耗していないこと。					
			ドレン	－	－	A	－	－	ドレン排出。漏水の確認。					
		潤滑油	温度	－	M	(M)	M	－	異常な温度上昇がないこと。				○	
			圧力	－	M	(M)	M	－	圧力が正常であること。					
			性状分析	－	－	M	－	－	性状分析					
燃料系統	致	燃料噴射ポンプ	ラックの動作、継手	－	H	H	H	－	引っかかりがないこと。					（空気混入、タペット、カム軸、燃料ラック、吸気弁本体を含む）
			エア抜き	－	－	A	－	－	気泡がないこと。					
			漏れ	E	E	(E)	E	－	漏れがないこと。					
			油量	E	E	E	E	－	油量が適切であること。					（油ダメ付のみ、2年毎に交換）
			異物混入	－	－	E	－	－	異物がないこと。					
			突始め調整ボルト緩み	－	－	T	E	－	緩みがないこと。					
			噴射時期	－	－	M	－	－	噴射時期が適切であること。					

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘要
燃料系統		燃料濾過器	内部清掃	—	—	C	—	—	水分、異物がないこと。					(水分チェック)
			エア抜き	—	—	A	—	—	気泡がないこと。					
			エレメント	—	—	E	—	—	異物がないこと。					(ペーパータイプは油交換時に交換)
	致	燃料弁	噴霧テスト	—	—	A	—	—	噴霧テスト噴口(詰り、後タレチェック)					
			漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
		高圧管	管内エア抜き	—	—	A	—	—	気泡がないこと。					
			漏れ(亀裂)	—	E	(E)	E	E	漏れ(亀裂)がないこと。					
			振動	—	H	(H)	H	—	異常な振動が発生していないこと。					
		配管	腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。					
			漏れ	E	E	(E)	E	E	漏れがないこと。					
			振動	—	H	(H)	H	—	異常な振動が発生していないこと。					
			ドレン量	—	—	E	—	—	ドレン排出					
冷却水系統	致	内部冷却水ポンプ	振動	—	H	(H)	H	—	異常な振動が発生していないこと。					
			配管漏れ	E	E	(E)	E	E	漏れがないこと。					
			配管振動	—	H	(H)	H	—	異常な振動が発生していないこと。					
			バルブ開閉	—	—	E	E	—	開閉できること。					
			空気抜き	E	E	(E)	E	—	空気抜き					
		温調弁	作動	—	E	(E)	E	—	正常に作動していること。					
			漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
		水質検査	水質	—	—	(M)	—	—	不凍液の場合、濃度管理は毎年。					
空気始動系統	致	分配弁・塞止弁・操縦弁	作動	—	E	(E)	E	—	正常に作動していること。					
			漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
			配管劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			配管漏れ	—	E	E	E	E	漏れがないこと。					
			配管腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。					
		電磁弁・減圧弁	作動	—	E	(E)	E	—	正常に作動していること。					(30k用電磁弁の分解は年点検)
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			エア漏れ	—	E	E	E	—	漏れがないこと。					
		始動弁	エア漏れ	—	H	(H)	H	—	漏れがないこと。					(始動15分後接続配管にて)
			作動確認	—	—	W	—	—	正常に作動していること。					(機関装着後弁棒動き確認)
			PTO始動(エアラン)	—	—	D	—	—	正常に作動していること。					(全シリンダ)
		停止用エアピストン	作動	—	D	W	D	—	正常に作動していること。					
			空気漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
電気始動系	致	セルモータ	ブラシの状態	—	—	E	—	—	ブラシの状態確認					
			作動	—	E	(E)	E	—	正常に作動していること。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
		予熱栓	作動	—	E	(E)	—	—	正常に作動していること。					(付属の場合)
			劣化	—	E	E	—	—	劣化していないこと。					(付属の場合)
	致	電磁スイッチ	作動	—	E	(E)	E	—	正常に作動していること。					(ケーブル、切替開閉器、操作開閉器、補助継電器、限時継電器、制御電源、配線用遮断器を含む)
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
		停止ソレノイド	作動	—	D	(D)	D	—	正常に作動していること。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘要
計装機器	致	センサ類（温度、圧力、流れ）	水温スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			油温スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			油圧スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			空気圧スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			フロースイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			速度スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
		ゲージ類（温度、圧力、回転他）	冷却水温度計指示	—	E	(E)	E	—	指示値が適切であること。					
			潤滑油温度計指示	—	E	(E)	E	—	指示値が適切であること。					
			排気温度計指示	—	E	(E)	E	—	指示値が適切であること。					(バラツキチェック)
			冷却水圧力計指示	E	E	E	E	—	零点及び指示値が適切であること。					
			潤滑油圧力計指示	E	E	E	E	—	零点及び指示値が適切であること。					
			回転計指示	—	E	(E)	E	—	指示値が適切であること。					(変動値チェック)
消音器・排気管	致	消音器	腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
			ドレン抜き	—	—	A	—	—	ドレン排出					
	致	排気管	腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
			排気口の閉塞	—	—	E	—	—	閉塞していないこと。					
冷却装置	致	ラジエータ	水量	E	E	E	E	—	水量が減っていないこと。					
			劣化、漏れ	—	E	E	E	—	劣化していないこと。漏れがないこと。					
			キャップ	—	E	(E)	E	—	キャップが閉まっていること。					
			ホース劣化	—	—	H	—	—	劣化していないこと。					
			ファンベルト	E	E	E	—	—	傷、緩みがないこと。					
		清水冷却器	漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
			防蝕亜鉛の消耗	—	—	E	—	—	消耗していないこと。					
		空気冷却器	ドレン	—	E	(E)	E	—	ドレン排出					
運転状況		運転状況	異常音	—	S	(S)	S	—	異常音がしていないこと。					
			排気色	—	E	(E)	E	—	排気色の確認					
			ミストの状況	—	E	(E)	E	—	ミスト量の確認					
			給気管ドレン抜き	—	A	(A)	A	—	ドレン状況の確認					
			給気圧力	—	M	(M)	M	—	給気圧力に異常のないこと。					
			冷却水管エア抜き	—	A	(A)	A	—	エア溜まりがないか。					
			冷却水温度	—	M	(M)	M	—	異常な温度上昇がないこと。				○	
			過給機停止所要時間	—	—	(M)	—	—	過給機停止所要時間計測					
			燃料消費量	—	—	M	—	—	燃料消費量が規定値以下であること。					
			各気筒排気温度	—	M	(M)	M	—	異常な温度上昇または全気筒で温度の異常なバラツキがないこと。				○	
			排気温度	—	M	(M)	M	—	異常な温度上昇がないこと。					
			発熱	—	—	(H)	H	—	異常な発熱がないこと（軸受部、クランクケース等）。					
			ラック目盛	—	E	(E)	E	—	指示値が正常であること。					(全シリンダ)
			回転速度	—	M	(M)	M	—	規定値付近であること。					
			始動時間	—	M	(M)	M	—	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異ならないこと。					
			停止時間	—	M	(M)	M	—	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異ならないこと。					
		保護回路による機関の停止確認	断水	—	—	D	—	—	点検、テスト調整					
			冷却水温	—	—	D	—	—	点検、テスト調整					
			潤滑油圧	—	—	D	—	—	点検、テスト調整					
			過速度	—	—	D	—	—	点検、テスト調整					(単独運転にて)
		運転後の確認	潤滑油プライミングポンプ運転	—	E	E	E	—	プライミング状況の確認					
			ターニングによる燃料ガスの排出	—	A	A	A	—	ターニングによる燃料ガスの排出					(2回転またはエアラン運転後)
			クランクケース内軸受	—	—	H	H	—	異常な発熱がないこと。					
特記事項		注1）不凍液、腐食防止剤を使用している場合の濃度管理は1年毎。 注2）高温変色している場合は火傷に注意すること。												

施設名：○○○･･･排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

3　主ポンプ設備駆動設備
3－4　動力伝達装置(減速機(水冷))

機器名:

機種形式:　水冷

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)							
※2　点検方法　(( )書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
全般		減速機全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音のないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化のないこと。					
潤滑油系統		オイルシール	漏れ	－	E	E	－	－	油漏れがないこと。					
		潤滑油	量(質)	E	E	E	E	－	指定の油面であること。 油漏れがないこと。					
			圧力	－	M	(M)	M	－	規定範囲内であること。					
			温度	－	M	(M)	M	－	規定値以内であること。				○	
	致	潤滑油ポンプ	異常音	－	S	(S)	S	－	異常音がないこと。					
			リリーフ弁	－	－	－	－	－	シート面が正常であること。 正常に動作する事。					
			本体	－	－	E,H	－	－	変形等異常がないこと。 異常な温度上昇がないこと。					
		潤滑油濾過器	内部清掃	－	－	C	－	－	異物の混入、目詰まりがないこと。					
			エレメント	－	－	－	－	－	目詰まりがないこと。					(ペーパータイプは油交換時に交換)
	致	配管	漏れ	E	E	(E)	E	E	フランジ継手部から油漏れがないこと。					
冷却水系統		冷却水	圧力	－	E	(E)	E	－	規定範囲内であること。					
			フローサイト	－	－	C	－	－	目視できること。 フラップの動きが正常であること。					
	致	潤滑油冷却器	漏れ	－	E	(E)	E	－	漏れがないこと。					
			腐食(エレメント)	－	－	－	－	－	異常な腐食がないこと。					
			劣化(エレメント)	－	－	－	－	－	詰り、変形等がないこと。					
			防蝕亜鉛の消耗	－	－	E	－	－	規定範囲内であること。					
			ドレン抜き	－	－	A	－	－	水分が混入していないこと。					(漏水の確認)
		配管	漏れ	E	E	(E)	E	E	フランジ継手部から水漏れがないこと。					
			腐食(内部)	－	－	－	－	－	著しい腐食がないこと。腐食発生で内径縮小していないこと。					
減速機本体		据付部	架台	E	E	E	E	－	変形がないこと。					
			水平度	－	－	－	－	－	運転に支障のないこと。					
			基礎ボルト、ナット	－	－	H	－	－	緩みがないこと。					
			振動	－	M	(M)	M	－	異常な振動がないこと。					
	致	歯車箱	本体損傷	E	E	E	E	－	変形等異常がないこと。					
		軸受	温度	－	M	(M)	M	－	規定値以下の温度であること。					
			振動(速度)	－	M	(M)	M	－	異常な振動がないこと。				○	
			摩耗	－	－	－	－	－	規定寸法以上に摩耗してないこと。					
		歯車	摩耗	－	－	－	－	－	異常な摩耗がないこと。					

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘要
多板クラッチ	一致	軸受	温度	―	M	(M)	M	―	規定値以下の温度であること。					
			振動(速度)	―	M	(M)	M	―	異常な振動がないこと。					
			摩耗	―	―	―	―	―	規定寸法以上に摩耗してないこと。					
		クラッチ	作動	―	D	(D)	D	―	動作に異常がないこと。 スベリ等の異常のないこと。					
		作動油ポンプ	リリーフ弁	―	―	―	―	―	シート面が正常であること。 正常に動作すること。					
			本体	―	―	E,H	―	―	変形等異常がないこと。 異常な温度上昇がないこと。					
			異常音	―	S	(S)	S	―	異常音がないこと。					
			圧力	―	E	(E)	E	―	規定範囲内であること。					
			配管	E	E	(E)	E	E	油漏れがないこと。					
軸継手	一致	軸継手	芯出し	―	―	―	―	―	芯ずれ・面ぶれが許容値以内であること。					
			摩耗	―	―	E	―	―	ゴムリングが風化あるいは大きく摩耗していないこと。					
			締め具合	―	―	H	―	―	ボルト、ナットの緩みがないこと。					
計装機器	一致	センサ類(温度、圧力、流れ)	油圧スイッチ作動	―	E	(E),D	―	―	油圧に応じスイッチの動作が正常であること。					
			油温スイッチ作動	―	E	(E),D	―	―	油温上昇に応じスイッチの動作が正常であること。					
			フロースイッチ作動	―	E	(E),D	―	―	流れに応じスイッチの動作が正常であること。					
		ゲージ類(温度、圧力、流れ)	温度計指示	―	―	E	―	―	停止状態でほぼ室温を示すこと。					
			温度計配管	―	―	E,H	―	―	亀裂や緩みがないこと。					
			圧力計指示	―	E	(E)	―	―	指示値が正常なこと。					
			圧力計零指針	E	E	E	E	―	零点が正しく表示されること。					
特記事項	注)管理運転では、動作時に異音、配管漏れ、センサ類の動作、温度、振動などを確認する。													

施設名：○○○･･･排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

3　主ポンプ設備駆動設備
3－5　動力伝達装置(減速機(空冷))

機器名:

機種形式:　空冷

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)							
※2　点検方法　(( )書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
全般		減速機全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音のないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化のないこと。					
潤滑油系統		オイルシール	漏れ	－	E	(E)	－	－	油漏れがないこと。					
		潤滑油	量(質)	E	E	E	E	－	指定の油面であること。油漏れがないこと。					
			圧力	－	M	(M)	M	－	規定範囲内であること。					
			温度	－	M	(M)	M	－	規定値以内であること。				○	
	致	潤滑油ポンプ	異常音	－	S	(S)	S	－	異常音がないこと。					
			リリーフ弁	－	－	－	－	－	シート面が正常であること。正常に動作すること。					
			本体	－	－	E,H	－	－	変形等異常がないこと。異常な温度上昇がないこと。					
		潤滑油濾過器	内部清掃	－	－	C	－	－	異物の混入、目詰まりがないこと。					
			エレメント	－	－	－	－	－	目詰まりがないこと。					(ペーパータイプは油交換時に交換)
		配管	漏れ	E	E	(E)	E	E	フランジ継手部から油漏れがないこと。					
減速機本体	致	据付部	架台	E	E	E	E	－	変形がないこと。					
			水平度	－	－	－	－	－	運転に支障のないこと。					
			基礎ボルト、ナット	－	－	H	－	－	緩みがないこと。					
			振動	－	M	(M)	M	－	異常な振動がないこと。					
		歯車箱	本体損傷	E	E	E	E	－	変形等異常がないこと。					
		軸受	温度	－	M	(M)	M	－	規定値以下の温度であること。					
			振動(速度)	－	M	(M)	M	－	異常な振動がないこと。				○	
			摩耗	－	－	－	－	－	規定寸法以上に摩耗してないこと。					
		歯車	摩耗	－	－	－	－	－	異常な摩耗がないこと。					
多板クラッチ	致	軸受	温度	－	M	(M)	M	－	規定値以下の温度であること。					
			振動(速度)	－	M	(M)	M	－	異常な振動がないこと。					
			摩耗	－	－	－	－	－	規定寸法以上に摩耗してないこと。					
		クラッチ	作動	－	D	(D)	D	－	動作に異常がないこと。ｽﾍﾟﾘ等の異常のないこと。					
		作動油ポンプ	リリーフ弁	－	－	－	－	－	ｼｰﾄ面が正常であること。正常に動作すること。					
			本体	－	－	E,H	－	－	変形等異常がないこと。異常な温度上昇がないこと。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音がないこと。					
			圧力	－	E	(E)	E	－	規定範囲内であること。					
			配管	E	E	(E)	E	E	油漏れがないこと。					
軸継手	致	軸継手	芯出し	－	－	－	－	－	芯ずれ・面ぶれが許容値以内であること。					
			摩耗	－	－	E	－	－	ゴムリングが風化あるいは大きく摩耗していないこと。					
			締め具合	－	－	H	－	－	ボルト、ナットの緩みがないこと。					

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘　要
				月点検		年点検	運転時点検	臨時点検		No.	No.	No.		
				目視	管理運転									
計装機器	致	センサ類（温度、圧力、流れ）	油圧スイッチ作動	—	E	(E),D	—	—	油圧に応じｽｲｯﾁ動作が正常であること。					
			油温スイッチ作動	—	E	(E),D	—	—	油温上昇に応じｽｲｯﾁ動作が正常であること。					
			フロースイッチ作動	—	E	(E),D	—	—	流れに応じｽｲｯﾁの動作が正常であること。					
		ゲージ類（温度、圧力、流れ）	温度計指示	—	—	E	—	—	停止状態でほぼ室温を示すこと。					
			温度計配管	—	—	E	—	—	亀裂や緩みがないこと。					
			圧力計指示	—	E	(E)	—	—	指示値が正常なこと。					
			圧力計零指針	E	E	E	E	—	零点が正しく表示されること。					
機付ファン	致	ファン	異常音	—	S	(S)	S	—	異常音がないこと。					
			損傷	—	—	—	—	—	著しい損傷がないこと。					
			腐食	—	—	—	—	—	著しい腐食がないこと。					
ラジエータ	致	本体	腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食がないこと。					
			漏れ	E	E	E	E	—	漏れがないこと。					
		ファン	異常音	—	S	(S)	S	—	異常音がないこと。					
			損傷	—	—	—	—	—	著しい損傷がないこと。					
			腐食	—	—	—	—	—	著しい腐食がないこと。					
特記事項	注）管理運転では、動作時に異音、配管漏れ、センサ類の動作、温度、振動などを確認する。													

施設名：○○○･･･排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

4　系統機器設備
4－1－1　燃料系統（タンク類-屋外タンク設備）

機器名:

機種形式:　屋外タンク型

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
全般		燃料系統全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音のないこと。			
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化のないこと。			
燃料小出槽	致	本体	ドレン抜き	－	－	A	－	－	水分が混入していないこと。			
			漏洩等	E	E	E	E	－	漏れがないこと。			
			腐食	－	－	E	－	－	著しい腐食がないこと。			
			油量	E	E	E	E	－	油面計により確認し、異常に下がっていないこと。			
			槽内の汚れ	－	－	－	－	－	清掃等の実施			
		油面計	取付部の緩み	－	－	H	－	－	緩みがないこと。			
			本体の状況	－	－	E	－	－	著しい損傷、汚れがないこと。清掃等の実施			
			指示状況	E	E	E	E	－	指示値が正常なこと。			
		配管・弁	外観	－	－	E	－	－	漏れがないこと。			
			腐食等	－	－	E	－	－	著しい腐食、劣化がないこと。			
		防油提	構造物	－	－	E	－	E	損傷がないこと。			
			滞水、滞油	－	－	E	－	－	滞油、滞水がないこと。			
			土砂の堆積	－	－	E	－	－	有害な堆積がないこと。			
		標識表示板	記載事項の適否	－	－	E	－	－	適正であること。			
			損傷	－	－	E	－	－	著しい損傷がないこと。			
			汚れ	－	－	E	－	－	著しい汚れがないこと。			
燃料貯油槽（屋外タンク）		基礎等	地盤面	－	E	E	－	－	くぼみ等の有無及び排水の適否			
			犬走り、法面及びコンクリートリング	－	E	E	－	－	変形、亀裂、損傷の有無			
			鋼製架台	－	E	E	－	－	変形、亀裂、損傷、腐食の有無			
			柵	－	E	E	－	－	変形、亀裂、損傷、腐食の有無			
		防油提	全般	－	E	E	－	E	損傷がないこと。			
			滞水、滞油	－	－	E	－	－	滞油、滞水がないこと。			
			土砂の堆積	－	－	E	－	－	有害な堆積がないこと。			
	致	タンク本体	漏洩の有無	－	E	E	－	E	漏れがないこと。			
			不等沈下の有無	－	－	E	－	－	レベル計等による沈下測定			
		底板	全般	－	－	E	－	E	漏れ、腐食、変形がないこと。			
			張出部	－	－	E	－	－	変形、亀裂、損傷の有無			
				－	－	E	－	－	めり込み、浮き上がり、土砂堆積、滞水の有無			
				－	－	E	－	－	塗装状況及び腐食の有無			
			固定ボルト	－	－	E	－	－	腐食、ゆるみ等の有無			（目視又は打診）

装置区分	※1装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
燃料貯油槽（屋外タンク）		雨水浸入防止装置	全般	－	－	E	－	－	漏れ、腐食、変形、亀裂がないこと。			
		水抜管等	水抜管	－	E	E	－	E	漏れ、腐食、変形、亀裂がないこと。			
				－	－	E	－	E	水抜管とピットとの間隔の適否			
			ピット	－	－	E	－	－	損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無			
			ドレン受け口	－	－	E	－	－	閉鎖が無いこと			
		測板	全般	E	E	E	－	E	漏れ、変形、亀裂がないこと。			
			塗装状況	－	－	E	－	－	腐食等の有無			
		ノズル、マンホール等	全般	－	E	E	－	E	漏れ、変形、亀裂がないこと。			
			取付ボルト	－	－	E	－	－	折損等の有無			
			塗装状況	－	－	E	－	－	腐食等の有無			
		屋根板	全般	－	E	E	－	E	漏れ、変形、損傷がないこと。			
			塗装状況	－	－	E	－	－	腐食等の有無			
		通気管	全般	E	E	E	－	E	損傷、変形がないこと。			
			塗装状況	－	－	E	－	－	腐食等の有無			
	致	油面計	取付部の緩み	－	－	H	－	－	緩みがないこと。			
			損傷	－	E	E	－	E	著しい損傷がないこと。			
			指示状況	E	E	E	E	－	指示値が正常なこと。			
		注入口	蓋の開閉状況	－	E	E	－	E	しっかりと閉まること。			
			損傷	－	E	E	－	E	著しい損傷がないこと。			
		配管ピット	損傷	－	E	E	－	E	漏れ、変形、亀裂がないこと。			
			滞油、滞水	－	E	E	－	E	滞油、滞水、土砂等の堆積の有無			
			油種別表示の有無	－	－	E	－	－	表示がなされていること。			
	致	配管	全般	－	E	E	－	E	漏れ、変形、損傷がないこと。			
			塗装状況	－	－	E	－	－	腐食等の有無			
			固定の適否	－	－	E	－	－	緩みがないこと。			
	致	配管用バルブ	漏れ	－	E	E	－	E	漏れがないこと。			
			損傷	E	E	E	－	E	著しい損傷がないこと。			
			開閉機能の適否	－	－	D	－	－	開閉がスムースにできること。			
		漏洩検知管	全般	－	E	E	－	E	漏れ、変形、損傷がないこと。			
			土砂等の堆積	－	－	－	－	－	有害な堆積がないこと。			
		タンクアース	結線状況	－	E	E	－	E	断線の有無			
			取付部のゆるみ等	－	－	E	－	－	緩みがないこと。			
			接地抵抗値	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
		保安距離	保安物件新設等の有無	－	－	E	－	－	該当物件がある場合は実測			
		保有空地	許可外物件存置の有無	－	－	E	－	－				
特記事項	注1）管理運転前後には油量や漏れなどの確認を実施する 注2）屋外・屋内タンクの点検整備は、上記点検項目のほか、法令に基づく点検項目及び方法により実施し、結果を記録保存する。											

施設名：○○○･･･排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

4　系統機器設備
4－1－2　燃料系統（タンク類-地下タンク設備）

機器名:

機種形式:　地下タンク型

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
全般		燃料系統全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音のないこと。			
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化のないこと。			
燃料小出槽	致	本体	ドレン抜き	－	－	A	－	－	水分が混入していないこと。			
			漏洩等	E	E	E	E	－	漏れがないこと。			
			腐食	－	－	E	－	－	著しい腐食がないこと。			
			油量	E	E	E	E	－	油面計により確認し、異常に下がっていないこと。			
			槽内の汚れ	－	－	－	－	－	清掃等の実施			
		油面計	取付部の緩み	－	－	H	－	－	緩みがないこと。			
			本体の状況	－	－	E	－	－	著しい損傷、汚れがないこと。清掃等の実施			
			指示状況	E	E	E	E	－	指示値が正常なこと。			
		配管・弁	外観	－	－	E	－	－	漏れがないこと。			
			腐食等	－	－	E	－	－	著しい腐食、劣化がないこと。			
		防油提	構造物	－	－	E	－	E	損傷がないこと。			
			滞水、滞油	－	－	E	－	－	滞油、滞水がないこと。			
			土砂の堆積	－	－	E	－	－	有害な堆積がないこと。			
		標識表示板	記載事項の適否	－	－	E	－	－	適正であること。			
			損傷	－	－	E	－	－	著しい損傷がないこと。			
			汚れ	－	－	E	－	－	著しい汚れがないこと。			
燃料貯油槽（地下タンク）		本体上部スラブ	亀裂	－	－	E	－	－	有害な亀裂がないこと。			
			崩没	－	－	E	－	－	有害な崩没がないこと。			
			不等沈下	－	－	E	－	－	有害な不等沈下がないこと。			
	致	タンク本体	漏洩の有無	－	－	E	－	E	漏れがないこと。			
		通気管	位置固定の良否	－	－	E	－	－	緩みがないこと。			
			腐食	－	－	E	－	－	著しい腐食がないこと。			
			損傷	－	－	E	－	－	著しい損傷がないこと。			
			引火防止網の脱落	－	－	E	－	－	脱落がないこと。			
			目づまり	－	－	E	－	－	目詰まりがないこと。			
		計量口	蓋の閉鎖状況	－	－	E	－	－	しっかりと閉まること。			
			変形	－	－	E	－	－	著しい変形がないこと。			
			損傷	－	－	E	－	－	著しい損傷がないこと。			
			油量（漏れ）	E	E	E	E	－	漏れがないこと。			
	致	油面計	取付部の緩み	－	－	H	－	－	緩みがないこと。			
			損傷	－	－	E	－	－	著しい損傷がないこと。			
			汚れ	－	－	－	－	－	汚れのないこと。			
			指示状況	E	E	E	E	－	指示値が正常なこと。			
		漏洩検知管	変形	－	－	E	－	－	変形による漏れがないこと。			
			損傷	－	－	E	－	－	損傷による漏れがないこと。			
			土砂等の堆積	－	－	－	－	－	有害な堆積がないこと。			

装置区分	※1装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
燃料貯油槽（地下タンク）		注入口	蓋の開閉状況	—	—	E	—	—	しっかりと閉まること。			
			損傷	—	—	E	—	—	著しい損傷がないこと。			
		注入口ピット	損傷	—	—	E	—	—	著しい損傷がないこと。			
			亀裂	—	—	E	—	—	著しい亀裂がないこと。			
			滞油、滞水	—	—	E	—	—	滞油、滞水がないこと。			
			土砂等の堆積	—	—	E	—	—	有害な堆積がないこと。			
			油種別表示の有無	—	—	E	—	—	表示がなされていること。			
	致	配管	漏洩の有無	—	—	E	—	E	漏れがないこと。			
			損傷	—	—	E	—	E	著しい損傷がないこと。			
			塗装状況	—	—	E	—	—	剥離や劣化がないこと。			
			腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食がないこと。			
			固定の適否	—	—	E	—	—	緩みがないこと。			
		配管用点検ボックス	損傷	—	—	E	—	E	損傷がないこと。			
	致	配管用バルブ	漏れ	—	—	E	—	E	漏れがないこと。			
			損傷	—	—	E	—	E	著しい損傷がないこと。			
			開閉機能の適否	—	—	D	—	—	開閉がスムースにできること。			
		配管用電気防食設備	端子箱の損傷	—	—	E	—	—	著しい損傷がないこと。			
			土砂の堆積	—	—	E	—	—	有害な堆積がないこと。			
			端子の緩み	—	—	E	—	—	緩みがないこと。			
		接地	損傷	—	—	E	—	—	損傷がないこと。			
			結合部の緩み	—	—	E	—	—	緩みがないこと。			
			接地抵抗値の適否	—	—	M	—	—	基準値以下であること。			
		囲い、床、ためます、油分離槽	構造物	—	—	E	—	E	損傷、亀裂がないこと。			
			内部状況	—	—	E	—	—	滞油、滞水がないこと。			
			土砂の堆積	—	—	E	—	—	有害な堆積がないこと。			
		標識表示板	記載事項の適否	—	—	E	—	—	適正であること。			
			損傷	—	—	E	—	—	著しい損傷がないこと。			
			汚れ	—	—	E	—	—	著しい汚れがないこと。			
特記事項	注1）管理運転前後には油量や漏れなどの確認を実施する 注2）地下・屋内タンクの点検整備は、上記点検項目のほか、法令に基づく点検項目及び方法により実施し、結果を記録保存する。											

施設名：○○○･･･排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

4　系統機器設備
4－2　燃料系統（移送ポンプ）

機器名：

機種形式：　燃料ポンプ

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
燃料移送ポンプ		ポンプ・電動機（軸継手、接地を含む）	全般	－	E	E	E	E	汚れ・傷・腐食等がないこと。 異常な摩耗や損傷がないこと。					
			ケーシング内注油	－	－	－	－	－	油が充填されていること。					
			漏れ	－	E	E	E	－	漏れがないこと。					
			運転状況	－	H	(H)	H	－	異常な振動、異常音がないこと。					
			軸受温度	－	－	(H)	－	－	異常な温度上昇がないこと。					
			電流	－	M	(M)	－	－	定格電流値以内であること。					
			電圧	－	M	(M)	－	－	定格電圧付近であること。					
			圧力計	－	E	(E)	E	－	指示値が正常なこと。					
			吐出し量	－	－	E	－	－	規定量であること。					
			吐出し圧力	－	－	(M)	－	－	規定圧力であること。					
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下でないこと。					（盤にて測定）
			軸継手締り具合	－	－	H	－	－	ボルト、ナットの緩みがないこと。					
			軸継手カップリングゴムの摩耗	－	－	E	－	－	ゴムリングが劣化、摩耗していないこと。					
		配管・弁	漏れ	－	－	E	－	－	漏れがないこと。					
			腐食	－	－	E	－	－	著しい腐食がないこと。					
			劣化	－	－	E	－	－	著しい劣化がないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	腐食及び劣化がないこと。					
		その他	接地線の断線	－	－	E	－	－	断線していないこと。					
			接地取付部の緩み等	－	－	H	－	－	緩みがないこと。					
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。					
特記事項		注）燃料貯油槽については日常量の記録を要する。												

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

4　系統機器設備
4－3　冷却水系統

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
全般		冷却水系統全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音のないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化のないこと。					
横軸ポンプ	致	ポンプ・電動機（軸継手を含む）	全般	E	E	E	E	－	汚れ・傷・腐食等がないこと。異常な摩耗や損傷がないこと。					
			潤滑油量	E	E	E	E	－	指定の油面であること。油漏れがないこと。					
			振動	－	H	(H)	H	－	異常な振動がないこと。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音がないこと。					
			軸受温度	－	H	(H)	H	－	異常な温度上昇がないこと。					
			グランド温度	－	H	(H)	－	－	異常な温度上昇がないこと。					
			締切圧力	－	－	(E)	－	－	過去の値と著しい変化がないこと。					
			回転の滑らかさ	－	H	H	H	－	軽く回転し、固かったりムラがないこと。					
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。					
			電流	－	M	(M)	－	－	定格電流値以内であること。					
			電圧	－	M	(M)	－	－	定格電圧付近であること。					
			吐出し圧力	－	－	(M)	－	－	規定圧力であること。				○	
			軸継手締り具合	－	－	H	－	－	ボルト・ナットの緩みがないこと。					
			軸継手カップリングゴムの摩耗	－	－	E	－	－	ゴムリングが風化や大きく摩耗していないこと。					
		配管・弁	漏れ	－	－	E	－	E	漏れがないこと。					
			腐食	－	－	E	－	－	著しい腐食がないこと。					
			劣化	－	－	E	－	－	著しい劣化がないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	腐食及び劣化がないこと。					
		計器	圧力計	－	－	E	－	－	零点が正常なこと。					
			真空計	－	－	E	－	－	零点が正常なこと。					
		その他	吸込水槽水位	E	E	E	E	－	運転可能な水位であること。					
			呼水状況	－	E	(E)	E	－	正常な運転ができること。					
水中ポンプ	致	ポンプ・電動機	絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。					（盤にて測定）
			メカニカルシールの摩耗	－	－	－	－	－	－					
			電流	－	M	(M)	－	－	定格電流値以内であること。					
			電圧	－	M	(M)	－	－	定格電圧付近であること。					
			吐出し圧力	－	－	(M)	－	－	規定圧力であること。				○	
			締切圧力	－	－	(E)	－	－	過去の値と著しい変化がないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	腐食及び劣化がないこと。					
			水中ケーブルの劣化	－	－	－	－	－	外傷がないこと。					
		配管・弁	漏れ	－	－	E	－	－	漏れがないこと。					
			腐食	－	－	E	－	－	著しい腐食がないこと。					
			劣化	－	－	E	－	－	著しい劣化がないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	腐食及び劣化がないこと。					

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘要
立軸ポンプ	致	ポンプ・電動機（軸継手を含む）	全般	E	E	E	E	E	汚れ・傷・損傷等がないこと。 異常な摩耗や損傷がないこと。					
			潤滑油量	E	E	E	E	—	指定の油面であること。 油漏れがないこと。					
			振動	—	H	(H)	H	—	異常な振動がないこと。					
			異常音	—	S	(S)	S	—	異常音がないこと。					
			軸受温度	—	H	(H)	H	—	異常な温度上昇がないこと。					
			グランド温度	—	H	(H)	—	—	異常な温度上昇がないこと。					
			締切圧力	—	—	(E)	—	—	過去の値と著しい変化がないこと。					
			回転の滑らかさ	—	H	H	—	—	軽く回転し、固かったりムラがないこと。					
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。					(盤にて測定)
			電流	—	M	(M)	—	—	定格電流値以内であること。					
			電圧	—	M	(M)	—	—	定格電圧付近であること。					
			吐出し圧力	—	—	(M)	—	—	規定圧力であること。				○	
			軸継手締り具合	—	—	H	—	—	ボルト・ナットの緩みがないこと。					
			軸継手カップリングゴムの摩耗	—	—	E	—	—	ゴムリングが風化や大きく摩耗していないこと。					
		配管・弁	漏れ	—	—	E	—	E	漏れがないこと。					
			腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食がないこと。					
			劣化	—	—	E	—	—	著しい劣化がないこと。					
			塗装	—	—	E	—	—	腐食及び劣化がないこと。					
		計器	圧力計	—	—	E	—	—	零点が正常なこと。					
		その他	吸込水槽水位確認	—	E	M	E	—	運転可能な水位であること。					
電磁弁	致	本体	作動	—	E	(E)	E	—	正常に作動すること。 異常な温度上昇がないこと。					
			腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食がないこと。					
電動弁	致	本体	作動	—	E	(E)	E	—	開閉時間の変化がなく、円滑に作動すること。					
			腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食がないこと。					
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。					
管内クーラ	致	全般	異物のつまり	—	—	E	—	—	内部に詰まりがないこと。					
			漏れ	—	E	(E)	E	E	冷却水の減少、冷却水管の漏れがないこと。					
			伝熱管腐食	—	—	—	—	—	著しい腐食がないこと。					
			伝熱管劣化	—	—	—	—	—	エレメントに著しい劣化がないこと。					
			伝熱管清掃	—	—	—	—	—	—					
			塗装	—	—	—	—	—	腐食及び劣化がないこと。					
オートストレーナ	致	本体	塗装	—	—	E	—	—	腐食及び劣化がないこと。					
			腐食	—	—	E	—	—	分解し著しい腐食がないこと。					
			劣化（エレメント）	—	—	—	—	—	分解し異常のないこと。					
			作動	—	E	(E)	E	—	滑らかに作動すること。規定差圧で作動すること。					
		電動機	絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。					
		逆洗弁	作動	—	E	(E)	E	—	正確に作動すること。					
			腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食がないこと。					
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。					
水槽類		その他	水槽水位の確認	—	E	M	E	—	運転可能な水位であること。					
	致	本体	塗装	—	—	E	—	—	腐食及び劣化がないこと。					
			腐食	—	—	E	—	—	著しい腐食がないこと。					
			劣化	—	—	E	—	—	著しい劣化がないこと。					
			汚れ	—	—	—	—	—	—					
			ドレン抜き	—	—	A	—	—	水の汚れ、異物が混入していないこと。					
		液面計	取付部の緩み	—	—	H	—	—	緩みがないこと。					
			損傷	—	—	E	—	—	著しい損傷がないこと。					
			汚れ	—	—	C	—	—	—					
			指示状況	E	E	E	E	—	指示値が正常なこと。					
特記事項		注）管理運転前後には潤滑油量などの確認を実施する。												

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

4　系統機器設備
4－4　始動空気系統

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
全般		始動空気系統全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音のないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化のないこと。					
空気圧縮機	致	圧縮機・電動機（エンジンを含む）	全般	E	E	E	E	－	汚れ・傷・腐食・油漏れ、異常な摩耗や損傷がないこと。					
			潤滑油量	E	E	E	E	－	指定の油面であること。 油漏れがないこと。					
			冷却水	E	E	E	E	－	規定量であること。					
			フィルタ	－	－	C	－	－	清掃状況					
			Vベルト	－	－	A	－	－	緩んでいないこと。					
			アンローダ弁	－	D	A	D	－	運転停止での開閉動作を確認し、異常のないこと。					
			安全弁	－	－	D	－	－	手動にて正常に作動（吹き出）すること。					
			振動	－	H	(H)	H	－	異常な振動がないこと。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音がないこと。					
			圧力	－	E	(E)	E	－	規定圧に達していること。					
			充填時間	－	－	M	－	－	空気槽圧力が規定圧になるまでの時間を計測し、過去の値と変化していないこと。					
			自動ON－OFF圧力スイッチ	－	－	E	E	－	空気圧を変化させ圧力スイッチが正常に作動すること。					
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。					(盤にて測定)
		計器	圧力計	－	－	E	－	－	零点及び指示値が適切であること。					
	致	配管・弁	漏れ	－	－	E	－	E	漏れがないこと。					
			腐食	－	－	E	－	－	著しい腐食がないこと。					
			劣化	－	－	E	－	－	著しい劣化がないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	腐食及び劣化がないこと。					
始動空気槽	致	本体	漏れ	－	－	E	－	E	漏れがないこと。					
			腐食	－	－	E	－	－	著しい腐食がないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	腐食及び劣化がないこと。					
			ドレン抜き	－	A	A	A	－	水分が溜まっていないこと。					
			損傷	－	－	E	E	E	著しい損傷がないこと。					
			ふたの締付けボルト	－	－	H	－	－	緩みがないこと。					
		計器	圧力計	E	E	E	－	－	零点や指示値が正常なこと。					
			圧力スイッチ	－	E	(M)	－	－	圧力に応じ正常に作動すること。					
	致	配管・弁	漏れ	－	－	E	－	E	漏れがないこと。					
			損傷	－	－	E	－	E	著しい損傷がないこと。					
			腐食	－	－	E	－	－	著しい腐食がないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	腐食及び劣化がないこと。					
特記事項	注）管理運転前後には潤滑油量などの確認を実施する。													

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

4　系統機器設備
4－5　満水系統

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
全般		満水系統全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音のないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化のないこと。					
運転状況		満水状況	満水時間	－	M	(M)	－	－	過去の満水時間と著しい変化がないこと。					
真空ポンプ	致	ポンプ・電動機（軸継手を含む）	全般	E	E	E	E	－	汚れ・傷・腐食等がないこと。異常な摩耗や損傷がないこと。					
			潤滑油量	E	E	E	E	－	指定の油面であること。 油漏れがないこと。					
			振動	－	H	H	E	－	異常な振動がないこと。					
			異常音	－	S	S	S	－	異常音がないこと。					
			電流	－	M	(M)	－	－	定格電流値以内であること。					
			電圧	－	M	(M)	－	－	定格電圧付近であること。					
			軸受温度	－	H	(H)	－	－	異常な温度上昇がないこと。					
			グランド温度	－	H	(H)	－	－	異常な温度上昇がないこと。					
			最大真空度	－	－	E	－	－	規定の最高真空度が得られること。					
			回転の滑らかさ	－	H	H	－	－	手回しで滑らかなこと。					
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。					（盤にて測定）
			真空計	－	－	E	－	－	指示値が正常なこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	腐食及び劣化がないこと。					
			軸継手締り具合	－	－	H	－	－	ボルト・ナットの緩みがないこと。					
			軸継手カップリングゴムの摩耗	－	－	E	－	－	ゴムリングが風化や大きく摩耗していないこと。					
		配管・弁	漏れ	－	－	E	－	－	漏れがないこと。					
			腐食	－	－	E	－	－	著しい腐食がないこと。					
			劣化	－	－	E	－	－	著しい劣化がないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	腐食及び劣化がないこと。					
電磁弁	致	本体	作動	－	E	E	E	－	正常に作動すること。異常な温度上昇がないこと。					
			腐食	－	－	－	－	－	著しい腐食がないこと。					
			絶縁抵抗	－	－	－	－	－	基準値以下に低下していないこと。					
補給水槽	致	本体	水位	E	E	E	E	－	規定量あること。					
			ボールタップの動作、損傷	－	－	D	－	－	開閉・止水を確認し異常がないこと。緩み・摩耗がないこと。					
			ボールタップの汚れ	－	－	C	－	－	－					
			水槽内部の汚れ	－	－	E	－	－	－					
			水槽の腐食	－	－	E	－	－	著しい腐食がないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	腐食及び劣化がないこと。					
特記事項		注）管理運転前後には潤滑油量などの確認を実施する。												

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

5　電源設備
5－1　自家発電設備（自家発電機盤）

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
全般		自家発電機盤全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化がないこと。					
自家発電機盤		盤面	発錆、汚れ	E	E	E	－	－	発錆、汚れがないこと。					
			扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	ﾊﾝﾄﾞﾙ、蝶番、ｽﾄｯﾊﾟ等に緩みがないこと。軽く開閉できること。施錠、解錠が容易であること。換気口ﾌｨﾙﾀに目づまりがないこと。					
	致	盤内	汚れ、異物、変色	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。小動物等の侵入がないこと。雨水の侵入や結露がないこと。					
	致		温度、湿度	－	－	(M)	－	－	盤内温度、湿度が基準値以下であること。					
	致		絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。					
	致		接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。					
		盤内器具	取付状態	－	－	E	E	E	盤内器具の取付、筐体に緩みがないこと。					
			配線状態	－	－	E	E	E	汚れがないこと。亀裂がないこと。接続部に緩みがないこと。過熱の変色がないこと。					
			端子　端子台の状態	－	－	E	－	E	異物、塵埃が付着していないこと。接続部に緩みがないこと。過熱による変色がないこと。絶縁部の破損、変形がないこと。					
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落、読取不良のないこと。					
		全般	動作試験	－	D	(D)	－	－	連動、単独操作を行い、渋滞・誤動作がないこと。電圧、周波数、電流、電力等の値が正常なこと。上記以外の故障信号等は模擬入力し正しく動作すること。					
	致	操作スイッチ	動作確認	－	H	(H)	H	－	動作不良、誤操作がないこと。					
	致		取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。変色、接点部の荒れがないこと。					
		指示計	動作確認	－	E	E	E	－	零点及び指示計値が正常であること。					(調整は2年毎)
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付・接続部に緩み、汚れがないこと。目盛板、カバーに汚れ、破損がないこと。					
		表示器・表示灯	点灯状況、取付状態、汚れ	－	E	E	E	E	正常に点灯すること。取付、接続部に緩みがないこと。汚れがないこと。破損がないこと。					
	致	保護装置	保護リレーの動作	－	－	D	－	－	設定値での動作が正常であること。					(調整は2年毎)
	致		警報装置の異常	－	E	E	－	－	保護リレー、センサが正常に動作すること。					
	致		センサの動作	－	－	D	－	－	温度、圧力、速度、フロースイッチ等の保護センサが正常に動作すること。					
		配線・漏電用遮断器	開閉動作	－	－	(D)	－	－	開閉動作及び開閉表示に異常がないこと。					
		計器用変成器	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆、汚れがないこと。					
			過熱	－	H	H	－	－	過熱による変色がないこと。					
			異常音	－	S	(S)	－	－	異常音がないこと。					
		AVR	設定器・リレー等接触部の確認	－	－	(D)	－	－	接触部に異常がないこと。					
始動用蓄電池盤	致	始動用蓄電池	端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の汚れ、脱落、ｾﾊﾟﾚｰﾀの破損	E	E	E	－	E	端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の汚れ、脱落、セパレータの破損がないこと。					
	致		支持台の腐食、損傷	－	－	E	－	E	腐食、損傷、塗装のはくりがないこと。					
	致		端子電圧	－	M	M	－	－	基準値であること。					(代表電池にて)
	致		均等充電	－	A	A	－	－	充電電圧値が正常であること。					(充電実施)
	致		充電装置の動作	－	－	D	－	－	動作に異常がないこと。					
特記事項		注）管理運転前後には潤滑油量などの確認を実施する。												

施設名：○○○･･･排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

5　電源設備
5－2　自家発電設備（ディーゼル機関）

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
全般		ディーゼル機関全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音のないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化のないこと。					
機関本体	致	台板	締まり具合、損傷	E	E	E	E	－	緩み、損傷がないこと。					
			水平度	－	－	－	－	－	運転に支障のないこと。					
		シリンダヘッド	ヘッドガスケットの劣化	－	－	－	－	－	劣化がないこと。					
			弁の摩耗ﾊﾟﾈのへたり	－	－	－	－	－	摩耗、へたりがないこと。					
			タペットの間隙	－	－	A	－	－	タペットの間隙（ﾋﾟｽﾄﾝ圧縮・TOPでﾁｪｯｸ）					
		クランク室	シリンダライナの摩耗	－	－	－	－	－	摩耗がないこと。					（連結棒本体、歯車、ﾋﾟｽﾄﾝﾌﾞｯｼｭを含む）
			コンロッドメタルの摩耗	－	－	－	－	－	摩耗がないこと。					
			クランクシャフトの摩耗	－	－	－	－	－	摩耗がないこと。					
			クランクシャフトメタルの摩耗	－	－	－	－	－	摩耗がないこと。					
			ボルトの緩み	－	－	T	－	－	緩みがないこと。					
			カム軸の摩耗	－	－	－	－	－	摩耗がないこと。					
			デフレクション	－	－	M	－	－	計測値がメーカの規定値以内であること。				○	
			クランクシャフトの固着	－	D	－	－	－	引っかかりがないこと（ターニング）。					（歯車、軸受含む）
		過給機	フィルタの状況	－	－	E	－	－	異物がないこと。					
			振動	－	H	(H)	H	－	異常な振動が発生していないこと。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音が発生していないこと。					
			油量	E	E	E	E	－	油量が適切であること。					油ダメ付のみ 2年毎に交換
			入口温度	－	M	(M)	－	－	異常な温度上昇がないこと。				○	
			本体	－	－	－	－	－	傷、へこみがないこと。					
			内部状況	－	－	E	－	－	過給器内部に腐食が発生していないこと。					
		ピストン	ピストンの摩耗	－	－	－	－	－	異常な摩耗がないこと。					（ﾋﾟｽﾄﾝﾋﾟﾝ、排気弁装置部、排気弁本体含む）
			ピストンリング摩耗	－	－	－	－	－	異常な摩耗がないこと。					
		調速機	調整	－	－	－	－	－	調整（ｶﾞﾊﾞﾅﾊﾞﾈ、速度設定ﾊﾝﾄﾞﾙ、軸受け、潤滑油、燃料ﾗｯｸ、駆動歯車を含む）					
		外部軸受	油量	E	E	E	E	－	油量が適切であること。					（ﾌﾗｲﾎｲｰﾙ含む）
			振動（速度）	－	M	(M)	M	－	異常な振動が発生していないこと。					
			温度	－	H	(H)	H	－	異常な温度になっていないこと。					
			摩耗	－	－	－	－	－	摩耗していないこと。					
		遠心クラッチ	動作確認	－	E	(E)	E	－	正常に動作すること。					
			油量	E	E	E	E	－	油量が適切であること。					（給油式の場合）
			摩耗	－	－	－	－	－	摩耗していないこと。					

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2					判定方法	※3 点検結果			※4 傾向管理	摘　要
				月点検		年点検	運転時点検	臨時点検		No.	No.	No.		
				目視	管理運転									
潤滑油系統	致	内部潤滑油ポンプ	振動	―	H	(H)	H	―	異常な振動が発生していないこと。					(潤滑油系統含む)
			作動	―	S	(S)	S	―	正常に作動すること。					
			配管漏れ	E	E	E	E	E	漏れがないこと。					
		初期潤滑油ポンプ	作動	―	S	(S)	S	―	正常に作動すること。					(圧力調整弁、電動機含む)
			配管漏れ	E	E	E	E	E	漏れがないこと。					
			絶縁抵抗	―	―	M	―	―	絶縁劣化していないこと。					
			振動	―	H	(H)	H	―	異常な振動が発生していないこと。					
		機関オイルパン	オイルパン油量	E	E	E	E	―	油量が適切であること。					(ｵｲﾙ交換、ﾀﾝｸ内清掃は2年毎)
			オイルパン内腐食	―	―	―	―	―	腐食していないこと。					
		潤滑油濾過器	内部清掃	―	―	C	―	―	異物がないこと。					
			エレメント	―	―	―	―	―	異物がないこと。					(ﾍﾟｰﾊﾟｰﾀｲﾌﾟは油交換時に交換)
	致	潤滑油冷却器	漏れ	E	E	(E)	E	―	漏れがないこと。					
			腐食(エレメント)	―	―	―	―	―	腐食していないこと。					
			劣化(エレメント)	―	―	―	―	―	劣化していないこと。					
			防蝕亜鉛の消耗	―	―	E	―	―	消耗していないこと。					
			ドレン	―	―	A	―	―	ドレン排出					
		潤滑油	温度	―	M	(M)	M	―	異常な温度上昇がないこと。				○	
			圧力	―	M	(M)	M	―	圧力が正常であること。					
			性状分析	―	―	M	―	―	性状分析					
燃料系統	致	燃料噴射ポンプ	ラックの動作、継手	―	H	H	H	―	引っかかりがないこと。					(空気混入、ﾀﾍﾟｯﾄ、ｶﾑ軸、燃料ﾗｯｸ、吸気弁本体を含む)
			エア抜き	―	―	A	―	―	気泡がないこと。					
			プランジャ・吐出し弁劣化	―	―	―	―	―	劣化していないこと。					
			漏れ	E	E	(E)	E	―	漏れがないこと。					
			油量	E	E	E	E	―	油量が適切であること。					(油ﾀﾞﾒ付のみ、2年毎に交換)
			異物混入	―	―	E	―	―	異物がないこと。					
			突始め調整ボルト緩み	―	―	T	E	―	緩みがないこと。					
			噴射時期	―	―	M	―	―	噴射時期が適切であること。					
		燃料濾過器	内部清掃	―	―	C	―	―	水分、異物がないこと。					(水分ﾁｪｯｸ)
			エア抜き	―	―	A	―	―	気泡がないこと。					
			エレメント	―	―	E	―	―	異物がないこと。					(ﾍﾟｰﾊﾟｰﾀｲﾌﾟは油交換時に交換)
	致	燃料弁	噴霧テスト	―	―	A	―	―	噴霧テスト噴口(詰り、後タレチェック)					噴口詰り、後タレチェック
			摩耗	―	―	―	―	―	摩耗していないこと。					
			漏れ	―	E	(E)	E	―	漏れがないこと。					
		高圧管	管内エア抜き	―	―	A	―	―	気泡がないこと。					
			漏れ(亀裂)	―	E	(E)	E	E	漏れ(亀裂)がないこと。					
			振動	―	H	(H)	H	―	異常な振動が発生していないこと。					
		燃料供給ポンプ	摩耗	―	―	―	―	―	摩耗していないこと。					
		配管	腐食	―	―	E	―	―	腐食していないこと。					
			漏れ	E	E	(E)	E	E	漏れがないこと。					
			振動	―	H	(H)	H	―	異常な振動が発生していないこと。					
			ドレン量	―	―	E	―	―	ドレン排出					

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘要
冷却水系統	致	内部冷却水ポンプ	振動	—	H	(H)	H	—	異常な振動が発生していないこと。					
			摩耗、劣化	—	—	—	—	—	摩耗、劣化していないこと。					
			配管漏れ	E	E	(E)	E	E	漏れがないこと。					
			配管腐食	—	—	—	—	—	腐食していないこと。					
			配管振動	—	H	(H)	H	—	異常な振動が発生していないこと。					
			バルブ開閉	—	—	E	E	—	開閉できること。					
			バルブ劣化	—	—	—	—	—	劣化していないこと。					
			空気抜き	E	E	(E)	E	—	空気抜き					
		温調弁	作動	—	E	(E)	E	—	正常に作動していること。					
			漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
		水質検査	水質	—	—	(M)	—	—	水質(不凍液等を使用している場合の濃度管理は1年毎)					
空気始動系統	致	分配弁・塞止弁・操縦弁	作動	—	E	(E)	E	—	正常に作動していること。					
			漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
			配管劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			配管漏れ	—	E	E	E	E	漏れがないこと。					
			配管腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。					
		電磁弁・減圧弁	作動	—	E	(E)	E	—	正常に作動していること。					(30k用電磁弁は年点検で分解)
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			エア漏れ	—	E	E	E	—	漏れがないこと。					
		始動弁	エア漏れ	—	H	(H)	H	—	漏れがないこと(接続配管にて)。					(始動15分後)
			作動確認	—	—	W	—	—	正常に作動していること(弁棒の動き)。					(機関装着後)
			PTO始動(エアラン)	—	—	D	—	—	正常に作動していること。					(全ｼﾘﾝﾀﾞ)
		停止用エアピストン	作動	—	D	W	D	—	正常に作動していること。					
			空気漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
電気始動系	致	セルモータ	ブラシの状態	—	—	E	—	—	ブラシの状態確認					
			作動	—	E	(E)	E	—	正常に作動していること。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
		予熱栓	作動	—	E	(E)	—	—	正常に作動していること。					(付属の場合)
			劣化	—	E	E	—	—	劣化していないこと。					(付属の場合)
	致	電磁スイッチ	作動	—	E	(E)	E	—	正常に作動していること。					(ｹｰﾌﾞﾙ、切替開閉器類、補助継電器類、制御電源、配線用遮断器含む)
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
		停止ソレノイド	作動	—	D	(D)	D	—	正常に作動していること。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
計装機器	致	センサ類(温度、圧力、流れ)	水温スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			油温スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			油圧スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			空気圧スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			フロースイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
			速度スイッチ作動	—	E	D	—	—	正常に作動していること。					
		ゲージ類(温度、圧力、回転他)	冷却水温度計指示	—	E	(E)	E	—	指示値が適切であること。					
			潤滑油温度計指示	—	E	(E)	E	—	指示値が適切であること。					
			排気温度計指示	—	E	(E)	E	—	指示値が適切であること。					(ﾊﾞﾗﾂｷﾁｪｯｸ)
			冷却水圧力計指示	E	E	E	E	—	零点及び指示値が適切であること。					
			潤滑油圧力計指示	E	E	E	E	—	零点及び指示値が適切であること。					
			回転計指示	—	E	(E)	E	—	指示値が適切であること。					(変動値ﾁｪｯｸ)

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘要
消音器・排気管	致	消音器	腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
			ドレン抜き	—	—	A	—	—	ドレン排出					
	致	排気管	腐食	—	—	E	—	—	腐食していないこと。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
			排気口の閉塞	—	—	E	—	—	閉塞していないこと。					
冷却装置	致	ラジエータ	水量	E	E	E	E	—	水量が減っていないこと。					
			漏れ	—	E	E	E	—	漏れがないこと。					
			キャップ耐圧	—	E	(E)	E	—	キャップが閉まっていること。					(圧力ｷｬｯﾌﾟの場合)
			劣化	—	—	E	—	—	劣化していないこと。					
			ホース劣化	—	—	H	—	—	劣化していないこと。					
			ファンベルト	E	E	E	—	—	傷、緩みがないこと。					
		清水冷却器	漏れ	—	E	(E)	E	—	漏れがないこと。					
			腐食(エレメント)	—	—	—	—	—	腐食していないこと。					
			劣化(エレメント)	—	—	—	—	—	劣化していないこと。					
			防蝕亜鉛の消耗	—	—	E	—	—	消耗していないこと。					
		空気冷却器	腐食、劣化	—	—	—	—	—	腐食、劣化していないこと。					
			ドレン	—	E	(E)	E	—	ドレン排出					
運転状況		運転状況	異常音	—	S	(S)	S	—	異常音がしていないこと。					
			排気色	—	E	(E)	E	—	排気色の確認					
			ミストの状況	—	E	(E)	E	—	ミスト量の確認					
			給気管ドレン抜き	—	A	(A)	A	—	ドレン状況の確認					
			給気圧力	—	M	(M)	M	—	給気圧力に異常のないこと。					
			冷却水管エア抜き	—	A	(A)	A	—	エア溜まりがないか。					
			冷却水温度	—	M	(M)	M	—	異常な温度上昇がないこと。				○	
			過給機停止所要時間	—	—	(M)	—	—	過給機停止所要時間計測					
			燃料消費量	—	—	—	—	—	燃料消費量が規定値以下であること。					
			各気筒排気温度	—	M	(M)	M	—	異常な温度上昇または全気筒で温度の異常なバラツキがないこと。				○	
			排気温度	—	M	(M)	M	—	異常な温度上昇がないこと。					
			発熱	—	—	(H)	H	—	異常な発熱がないこと(軸受部、ｸﾗﾝｸｹｰｽ等)。					
			ラック目盛	—	E	(E)	E	—	指示値が正常であること。					(全ｼﾘﾝﾀﾞ)
			回転速度	—	M	(M)	M	—	規定値付近であること。					
			始動時間	—	M	(M)	M	—	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異ならないこと。					
			停止時間	—	M	(M)	M	—	新設時など過去の計測結果と比べて著しく異ならないこと。					
		保護回路による機関の停止確認	断水	—	—	D	—	—	点検、テスト調整					
			冷却水温	—	—	D	—	—	点検、テスト調整					
			潤滑油圧	—	—	D	—	—	点検、テスト調整					
			過速度	—	—	D	—	—	点検、テスト調整					(単独運転にて)
		運転後の確認	潤滑油プライミングポンプ運転	—	E	E	E	—	プライミング状況の確認					
			ターニングによる燃料ガスの排出	—	A	A	A	—	ターニングによる燃料ガスの排出					(2回転またはｴｱﾗﾝ運転後)
			クランクケース内軸受	—	—	H	H	—	異常な発熱がないこと。					
特記事項	注1)管理運転では、動作時に振動、異音、油漏れ、センサ類などを確認する。 注2)管理運転前後に油量や配管漏れなどの確認を実施する。 注3)不凍液、腐食防止剤を使用している場合の濃度管理は原則、1年毎とする。 注4)高温変色している場合は火傷に注意すること。													

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

5　電源設備
5－4　自家発電設備（発電機）

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
全般		発電機全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音のないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化のないこと。					
発電機	致	発電機本体	絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。					（盤にて測定）
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音がないこと。					
			固定子劣化	－	－	－	－	－	汚れ、破損がないこと。					
			回転子劣化	－	－	－	－	－	汚れ、破損がないこと。					
			通風装置	－	－	－	－	－	汚れ、破損がないこと。					
			フレーム・ブラケット各部の変形、錆の有無	E	E	E	－	－	著しい変形や腐食がないこと。					
			カップリング・基礎締付ボルトの緩み	－	－	H	－	－	緩みがないこと。					
			保護カバー通風口の状態	E	E	E	－	－	変形や目詰まりがないこと。					
			塵埃、油等の付着の有無	E	E	E	－	－	著しい汚れがないこと。					
			絶縁診断	－	－	－	－	－	基準値以下に低下していないこと。					（3Kv以上の発電機）
		センサ類	温度スイッチ	－	－	D	－	－	温度上昇に応じ動作が正常なこと。					
			温度計等付属品の取付状態	－	－	E	－	－	緩みがないこと。					
	致	軸受	温度	－	H	(M)	－	－	異常な温度上昇がないこと。					
			振動（速度）	－	M	(M)	－	－	異常な振動がないこと。				○	
			油量	E	E	E	－	－	指定の油面であること。油漏れがないこと。					
			摩耗	－	－	－	－	－	規定寸法以上に摩耗していないこと。					
		ブラシ	摩耗	E	E	E	－	－	規定寸法以上に摩耗していないこと。					
			押しバネの状態	－	－	H	－	－	正常に動作すること。					
			火花の状況	－	E	E	－	－	火花の発生がないこと。					
		スリップリング	摩耗	E	E	E	－	－	集電環が規定寸法以上、荒損していないこと。					
			荒れ	E	E	E	－	－	著しい荒れがないこと。					
			汚れ	E	E	C	－	－	著しい汚れがないこと。					
		端子	口出線の劣化、汚れ、損傷の有無	－	－	E	－	－	著しい汚れや損傷がないこと。					
			端子箱・保護カバーの取付状態	－	－	H	－	－	緩みがないこと。					
			接続部・ケーブルヘッド絶縁処理の状態	－	－	E	－	－	著しい汚れや損傷がないこと。					
運転状況		運転状況	電圧	－	M	(M)	－	－	定格電圧付近であること。					
			電流	－	M	(M)	－	－	定格電流値以内であること。					
特記事項		注1）管理運転では、動作時に異音、電流値、ブラシの火花の状態、温度、振動などを確認する。 注2）管理運転前後には油量、ブラシの摩耗量などの確認を実施する。												

施設名：○○○･･･排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

5　電源設備
5－7　受変電設備（低圧受変電）

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。
注）本施設の年点検時には目視点検を行うこと（当該設備の年点検は別途業務）。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
全般		受電設備全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常、損傷、塗装の剥離・劣化がないこと。			
			ハンドホールの異常	－	E	E	－	E	ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ内部の損傷、浸水がないこと。			
受電部	北電側	引込柱	汚れ、ひび割れ	－	E	E	－	－	汚れ、ひび割れがないこと。			
			傾斜	－	－	E	－	－	傾斜がないこと。			
			腕金の異常	－	－	E	－	－	発錆、変形、腐食がないこと。			
			碍子の異常	－	－	E	－	－	汚れ、ひび割れがないこと。			
			玉碍子の破損	－	－	E	－	－	破損がないこと。			
			支持クリップの脱落	－	－	E	－	－	脱落がないこと。			
		電線・支持物	電線の高さ、工作物・樹木との離隔距離	－	E	E	－	－	離隔が保たれていること。			
			標識・保護柵の状況	－	E	E	－	－	異常がないこと。			
			支線グリップの脱落	－	－	E	－	－	脱落がないこと。			
			腕木・碍子・支線・保護柵等の異常	－	－	E	－	－	損傷、腐食がないこと。			
			電線の碍子捕縛状況	－	－	E	－	－	異常がないこと。			
		ケーブル	露出部の亀裂、損傷	－	E	E	－	－	亀裂、損傷、腐食がないこと。			
	札幌市側	引込開閉器盤	盤面の状態	E	E	E	－	－	異常がないこと。			
			扉の開閉・施錠	－	－	H	－	H	異常がないこと。			
			メータの零点	－	－	E	E	－	零点にズレがないこと。			
			表示灯点灯状態	－	－	(E)	E	E	異常がないこと。			
			計器・切換開閉器	－	－	E	－	－	異常がないこと。			
			機器取付・配線の状態	－	－	E	E	－	異常がないこと。接続部のゆるみがないこと			
			主回路導体の状態	E	E	E	－	－	異常がないこと。			
			配線端子符号の脱	－	－	E	－	－	脱落がないこと。			
			ケーブル端子の状態	－	－	E	－	－	異常がないこと。			
			警報装置の異常	－	－	E	－	－	異常がないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	規定値以上であること。			（測定結果は別紙）
配電設備	致	低圧受電盤	盤面の状態	E	E	E	－	－	異常がないこと。			
			扉の開閉・施錠	－	－	H	－	H	異常がないこと。			
			メータの零点	－	－	E	E	－	零点にズレがないこと。			
			表示灯点灯状態	E	E	(E)	E	E	異常がないこと。			
			計器・切換開閉器	E	E	E	－	－	異常がないこと。			
			自家発運転時間計	－	E	(E)	E	－	運転時間に正確に追随していること。			
			操作機構	－	D	D	－	－	異常がないこと。			
			機器取付・配線の状態	－	－	E	E	－	異常がないこと。			
			主回路導体の状態	E	E	E	－	－	異常がないこと。			
			配線端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落がないこと。			
			ケーブル端子の状態	－	－	E	－	－	異常がないこと。			
			警報装置の異常	－	－	E	－	－	異常がないこと。			
			接続部	－	－	H	－	－	緩みがないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	規定値以上であること。			（測定結果は別紙）
			接地抵抗	－	－	M	－	－	規定値以内であること。			（1F接地抵抗箱）
			保護継電器の動作	－	－	D	－	－	動作に異常がないこと。			
			計器校正	－	－	E	－	－	零点、指示値が正しいこと。			

特記事項	注1）管理運転では、操作することで正常に動作することを確認する。 注2）管理運転前後には取付状態や汚損などの確認を実施する。

施設名：○○○･･･排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

5　電源設備
5－8　直流電源設備

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)							
※2　点検方法　(( )書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。
注)本施設の年点検時には目視点検を行うこと(当該設備の年点検は別途業務)。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
全般		直流電源設備全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化がないこと。			
直流電源設備		盤面	発錆、汚れ	－	－	E	－	－	発錆、汚れがないこと。			
			扉の開閉、施錠	－	－	H	－	H	異常がないこと。			
	致	盤内	汚れ、異物	E	E	E	－	－	汚れ、異物がないこと。			
			温度、湿度	－	－	(M)	－	－	温度、湿度が正常であること。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	規定値以上であること。			
			接地抵抗	－	－	M	－	－	規定値以内であること。			
		盤内器具	機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	－	異常がないこと。			
			端子・端子台の状態	－	－	E	－	－	異常がないこと。			
			端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落がないこと。			
		操作スイッチ	動作確認	－	H	(H)	H	－	動作に異常がないこと。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付状態が正常で、汚れがないこと。			
		指示計	動作確認(零点及び指示)	－	E	E	E	－	異常がないこと。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付状態が正常で、汚れがないこと。			
		表示器・表示灯	点灯状態	E	E	E	E	E	異常がないこと。			
			取付状態、汚れ	－	－	E	－	－	取付状態が正常で、汚れがないこと。			
	致	保護装置	保護リレーの動作	－	－	D	－	－	動作に異常がないこと。			
			警報装置の異常	－	E	E	－	－	異常がないこと。			
			センサの動作チェック	－	－	D	－	－	動作に異常がないこと。			
		蓄電池	端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の汚れ、脱落、セパレータの破損	E	E	E	－	E	端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の汚れ、脱落、セパレータの破損がないこと。			
			均等充電	－	A	A	－	－	充電電圧値が正常であること。			(点検後、均等充電実施)
			支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはくり	－	－	E	－	E	支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはくりがないこと。			
			端子電圧	－	M	M	－	－	基準値であること。			(代表電池にて)
			充電装置ヒューズ	－	E	E	－	－	異常がないこと。			
			部屋床面の腐食、損傷	－	－	E	－	－	腐食、損傷がないこと。			
			充電装置の動作	－	－	D	－	－	動作に異常がないこと。			
特記事項		注)管理運転前後には取付状態や汚損などの確認を実施する。										

施設名：○○○･･･排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

5　電源設備
5－9　無停電電源設備

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器･部品のこと。)							
※2　点検方法　(( )書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器･部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器･部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕･取替･更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
全般		無停電電源設備全般	動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。			
			異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。			
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化がないこと。			
無停電電源設備		無停電電源盤	電解コンデンサ	－	－	E	E	－	異常がないこと。			
			変圧器、リアクトル外観	－	－	E	E	－	異常がないこと。			
			冷却ファン振動	－	－	E	E	－	振動がないこと。			
			盤面の状態	－	－	E	－	－	異常がないこと。			
			扉の開閉施錠	－	－	H	－	H	異常がないこと。			
			メータの零点	－	－	E	E	－	零点にズレがないこと。			
			表示灯点灯状態	E	E	(E)	E	E	異常がないこと。			
			機器取付状態、配線状態	－	－	E	E	－	異常がないこと。			
			主回路導体の状態	E	E	E	－	－	異常がないこと。			
			配線端子符号の脱落	－	－	E	－	－	脱落がないこと。			
			ケーブル端子の状態	－	－	E	－	－	異常がないこと。			
			接続部	－	－	H	－	－	緩みがないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	規定値以上であること。			
			保護回路、警報回路の動作	－	－	D	－	－	動作に異常がないこと。			
			計器校正	－	－	E	－	－	零点、指示値が正しいこと。			
		鉛蓄電池	端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の汚れ、脱落、セパレータの破損	E	E	E	－	E	端子の汚れ、緩み、蓄電池液面、沈殿物、極板の汚れ、脱落、セパレータの破損がないこと。			
			均等充電	－	A	A	－	－	充電電圧値が正常であること。			
			支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはくり	－	－	E	－	E	支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはくりがないこと。			
			端子電圧	－	M	M	－	－	基準値であること。			
特記事項		注)管理運転前後には取付状態や汚損などの確認を実施する。										

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

6　除塵設備
6－1　除塵機・操作盤

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
全般		貯留設備全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音のないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化のないこと。					
			動作確認	－	D	D	D	－	正常に動作すること。					
スクリーン	致	スクリーン	塗装	E	E	E	－	－	はがれ，割れ，ふくれがないこと。					
			腐食	E	E	E	－	－	支障となる腐食がないこと。					
			変形、損傷	E	E	E	E	E	支障となる変形、損傷がないこと。					
除塵機	致	減速機	潤滑油量	E	E	E	－	－	適正な油量であること。					
			油漏れ	E	E	E	－	－	油漏れがないこと。					
			軸受温度	－	H	(H)	H	－	異常な発熱がないこと。					
			振動（速度）	－	H	(H)	H	－	異常な振動がないこと。					
		電動機	フレーム温度	－	H	(H)	H	－	異常な発熱がないこと。					
			軸受温度	－	H	(H)	H	－	異常な発熱がないこと。					
			振動（速度）	－	H	(M)	H	－	異常な振動がないこと。					
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。					
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。					
			電流値	－	M	(M)	M	－	定格電流値以下であること。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音がないこと。					
		伝動チェーン・スプロケット	給油	E	E	E	－	－	油が供給されていること。油の劣化がないこと。					
			摩耗	－	－	E	－	－	異常な摩耗がないこと。					
			伸び	－	－	A	－	－	チェーンにたるみがないこと。伸びは許容値以下であること。					
			屈曲	－	－	E	－	－	異常な曲がりがないこと。					
			損傷	－	－	E	－	E	支障となる損傷がないこと。					
		粉体継手	起動時スリップ	－	E	(E)	－	－	許容起動時間内であること。					
			温度	－	H	(H)	H	－	異常な発熱がないこと。					
			振動（速度）	－	H	(H)	H	－	異常な振動がないこと。					
		流体継手	作動油	E	E	E	－	－	適正な油量であること。作動油の劣化がないこと。					
			油漏れ	E	E	(E)	－	－	油漏れがないこと。					
			温度	－	H	(H)	H	－	異常な発熱がないこと。					
			振動（速度）	－	H	(H)	H	－	異常な振動がないこと。					
		巻上ワイヤ	摩耗	－	－	E	－	－	異常な摩耗がないこと。					
			損傷	－	－	E	－	E	支障となる損傷がないこと。					
	致	チェーン・スプロケット	伸び	－	－	A	－	－	チェーンにたるみがないこと。伸びは許容値以下であること。					
			摩耗	－	－	E	－	－	異常な摩耗がないこと。					
			損傷	－	－	E	－	E	支障となる損傷がないこと。					
		スクリューテークアップ	作動	－	－	E	－	－	滑らかに作動すること。					
			腐食	－	－	E	－	－	スクリュー部又は摺動レール部に錆がないこと。					
		レーキ及びローラ	異常、損傷	E	E	E	－	E	レーキガイドからローラが外れたりスクリーンバーとの噛合が乱れたりしていないこと。					
			摩耗	－	－	E	－	－	異常な摩耗がないこと。					

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘要
除塵機		レーキ開閉機構	開閉状況	—	E	(E)	—	—	動作が滑らかで、レーキ位置(停止位置、開閉限位置、上下限位置)は正常なこと。					
		パワーシリンダ	作動	—	E	(E)	—	—	作動が滑らかなこと。					
			油漏れ	—	—	(E)	—	—	油漏れがないこと。規定量であること。					
		油圧ユニット	作動油	E	E	E	—	—	汚れがないこと。					
			油圧	—	E	(E)	E	—	適正な油圧を有すること。					
			油圧ポンプ	—	E	(E)	E	—	異常振動，異常音がなく正常に運転していること。					
			油圧計	—	—	(E)	—	—	油圧計の指示は正常であること。					
		シャーピン	錆	—	—	E	—	—	錆の発生がないこと。					
		リミットスイッチ	作動	—	E	(D)	—	—	確実に作動すること。					
		集中給油装置	グリース	E	E	E	—	—	グリース量は適正であること。劣化がないこと。					
			作動	—	E	(E)	—	—	作動に問題がないこと。					
			漏れ	E	E	(E)	—	—	漏れがないこと。					
		ワイパー	作動	—	E	(E)	—	—	正常に作動すること。					
	致	フレーム	腐食、損傷	E	E	E	E	E	支障となる腐食，損傷がないこと。					
	致	その他構造材	腐食、損傷	E	E	E	E	E	支障となる腐食，損傷がないこと。					
機側操作盤	致	除塵機機側操作盤	単独の作動確認	—	D	(D)	—	—	機側単独操作により動作すること。					
			動作表示の確認	—	E	(E)	—	—	動作表示灯が点灯していること。					
			故障表示の確認	E	E	E	—	—	故障表示灯が点灯していること。					
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。					
			接地抵抗	—	—	M	—	—	規定値以下であること。					
			タイマの動作確認	—	E	E	—	—	設定値で動作すること。					
			タイマの設定値	—	—	E	—	—	規定値と相違ないこと。					
特記事項		注1)管理運転前後には取付状態、汚損などの確認を実施する。 注2)管理運転前後には油量、部材の変形などの確認を実施する。												

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

6　除塵設備
6－2　搬送設備・貯留設備・除塵設備操作盤

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
搬送設備		搬送設備全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音のないこと。					
			塗装	－	－	E	－	－	塗装の剥離や劣化のないこと。					
			総合作動確認	－	D	(D)	D	－	動作に異常がないこと。					
			乗継部	－	E	E	E	－	異常がないこと。					
			非常停止	－	－	(D)	－	－	動作に異常がないこと。					
	致	減速機	潤滑油量	E	E	E	－	－	適正な油量であること。					
			油漏れ	E	E	E	－	－	油漏れがないこと。					
			軸受温度	－	H	(H)	H	－	異常な発熱がないこと。					
			振動（速度）	－	H	(H)	H	－	異常な振動がないこと。					
		電動機	フレーム温度	－	H	(H)	H	－	異常な発熱がないこと。					
			軸受温度	－	H	(H)	H	－	異常な発熱がないこと。					
			振動	－	H	(H)	H	－	異常な振動がないこと。					
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。					
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。					
			電流値	－	M	(M)	M	－	定格電流値以下であること。					
			異常音	－	S	(S)	S	－	異常音がないこと。					
		伝動チェーン・スプロケット	給油	E	E	E	－	－	油が供給されていること。油の劣化がないこと。					
			摩耗	－	－	E	－	－	異常な摩耗がないこと。					
			伸び	－	－	A	－	－	チェーンにたるみがないこと。伸びは許容値以下であること。					
			屈曲	－	－	E	－	－	異常な曲がりがないこと。					
			損傷	－	－	E	－	E	支障となる損傷がないこと。					
		フレーム	変形、損傷	－	－	E	－	E	異常な変形及び損傷がないこと。					
		ベルト	伸び	－	－	A	－	－	キャリアローラ間の弛みがスタンド間距離の2%程度以内であること。					
			摩耗	－	－	E	－	－	表面のカバーゴムに異常な摩耗がないこと。					
			損傷	－	－	E	－	－	損傷による帆布の露出、剥離、劣化による亀裂等がないこと。					
			回転状況	－	E	(E)	E	－	偏り、キャリアからの外れ蛇行、テールプーリ付近での外れ等がないこと。					
		各プーリ・軸受	汚れ付着	E	E	E	E	－	プーリ表面に汚れが付着していないこと。					
			摩耗	－	－	E	－	－	異常な摩耗がないこと。					
			軸受温度	－	H	(H)	H	－	異常な発熱がないこと。					
			腐食	－	－	E	－	－	異常な腐食がないこと。					
			損傷	－	－	E	－	－	支障となる損傷がないこと。					
			給油	－	－	E	－	－	油が供給されていること。油の劣化がないこと。					
			回転状況	－	E	(E)	E	－	均一な回転であること。					
		各ローラ・軸受	汚れ付着	E	E	E	E	－	プーリ表面に汚れが付着していないこと。					
			腐食	－	－	E	－	－	異常な腐食がないこと。					
			摩耗	－	－	E	－	－	異常な摩耗がないこと。					
			劣化	－	－	E	－	－	ゴム類に亀裂等がないこと。					
			回転状況	－	E	(E)	E	－	均一な回転であること。					

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘要
搬送設備		ベルトクリーナ	接触状況	—	E	(E)	—	—	ベルト面が均一に清掃されていること。クリーナゴムが摩耗してベルトにクリーナ本体が接触していないこと。					
			変形	—	—	E	—	—	クリーナ本体が変形していないこと。					
		スカートゴム	作動	—	E	(E)	—	—	搬出ゴムが脱落、飛散していないこと。					
			劣化	—	—	E	—	—	劣化による亀裂等がないこと。					
		スクリューテークアップ	作動	—	—	E	—	—	滑らかに作動すること。					
			腐食	—	—	E	—	—	スクリュー部、摺動レール部に錆がないこと。					
		カバー	変形	—	—	E	—	—	変形がないこと。					
			腐食	—	—	E	—	—	腐食がないこと。					
貯留設備		貯留設備全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			異常音	—	S	(S)	S	—	異常音のないこと。					
			塗装	—	—	E	—	—	塗装の剥離や劣化のないこと。					
			動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。					
		ホッパ	損傷	—	—	E	—	E	支障となる損傷がないこと。					
			腐食	—	—	E	—	—	異常な腐食がないこと。					
		カットゲート	給油	—	—	A	—	—	油が供給されていること。油の劣化がないこと。					
			作動	—	E	(E)	—	—	正常に作動すること。					
			損傷	E	E	E	—	E	支障となる損傷がないこと。					
		パワーシリンダ	作動	—	E	(E)	—	—	作動が滑らかであること。					
			油漏れ	—	—	(E)	—	—	油漏れがないこと。					
		油圧ユニット	作動油	—	E	E	—	—	作動油が規定量であること。汚れがないこと。					
			油圧	—	E	(E)	E	—	規定油圧であること。					
			油圧ポンプ	—	E	(E)	E	—	異常振動，異常音がなく正常に運転していること。					
			油圧計	—	—	(E)	—	—	零点が合っていること。指示は正常であること。					
		電動機	フレーム温度	—	H	(H)	—	—	異常な発熱がないこと。					
			軸受温度	—	H	(H)	—	—	異常な発熱がないこと。					
			振動（速度）	—	H	(H)	—	—	異常な振動がないこと。					
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	規定以上の絶縁抵抗を有すること。					
			接地抵抗	—	—	M	—	—	規定値以下であること。					
			電流値	—	—	E	—	—	定格電流値以下であること。					
			異常音	—	S	(S)	S	—	異常音がないこと。					
		その他	塗装	—	—	E	—	—	はがれ，割れ，ふくれがないこと。					
機側操作盤		全般	異常、損傷	E	E	E	E	E	異常及び損傷がないこと。					
			動作確認	—	D	D	D	—	正常に動作すること。					
			塗装	—	—	E	—	—	塗装の剥離や劣化のないこと。					
	一致	除塵設備機側操作盤	単独の作動確認	—	D	(D)	—	—	機側単独操作により動作すること。					
			動作表示の確認	—	E	(E)	—	—	動作表示灯が点灯していること。					
			故障表示の確認	E	E	E	—	—	故障表示灯が点灯していること。					
			絶縁抵抗	—	—	M	—	—	基準値以下に低下していないこと。					
			接地抵抗	—	—	M	—	—	規定値以下であること。					
			タイマの動作確認	—	E	E	—	—	設定値で動作すること。					
			タイマの設定値	—	—	E	—	—	規定値と相違ないこと。					
特記事項		注1）管理運転前後には取付状態、汚損などの確認を実施する。 注2）管理運転前後には油量、部材の変形などの確認を実施する。												

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

7　付属設備
7-1　建築設備等

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
施設全般		建築構造物	外観	E	E	E	－	E	外壁、屋根、内壁、天井などの異常			
			ドア、シャッター	－	－	E	－	－	損傷、異常			
			窓	－	－	E	－	－	損傷、異常			
			排気口、給気口	－	－	E	－	－	損傷、異常			
			階段、タラップ等	－	－	E	－	－	損傷、異常			
			外構（敷地内）	－	－	E	－	－	門、ﾌｪﾝｽ、外壁、侵入路などの損傷、異常			
			水路、吐水槽	－	－	E	－	－	汚れ、土砂・ゴミの発生状況			
			樋門ゲート室、管理	－	－	E	－	－	損傷、異常			
角落し設備		角落し設備	保管状況	E	E	E	－	－	所定の数量があること。 損傷のないこと。			
換気設備		全般	外観	E	E	E	－	E	損傷、異常			
		換気ファン	振動（速度）	－	－	H	－	－	異常な振動がないこと。			
			温度	－	－	H	－	－	異常な温度上昇がないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下に低下していないこと。			（盤にて測定）
			接地抵抗	－	－	M	－	－	基準値以下であること。			
		換気扇	運転状況	－	－	E	－	－	異常音がないこと。各部取付ボルト等のゆるみ、脱落等の異常がないこと。始動・運転が円滑であること。			
		ダクト類	ダクト、ダンパ等	－	－	E	－	－	損傷、異常			
給排水設備		全般	外観	E	E	E	－	E	損傷、異常			
			衛生器具	－	－	E	－	－	損傷、異常			
			配管類	－	－	E	－	－	損傷、異常			
			ルーフドレン	－	－	E	－	－	損傷、異常			
照明設備		全般	外観	E	E	E	－	E	損傷、異常			
			点灯状況	－	－	E	－	－	損傷、異常			
			開閉器、点滅器、照明器具、コンセント等の損傷、過熱	－	－	E	－	－	錆、熱による変形がないこと。緩み、発熱等がないこと。配線に亀裂がないこと。			
			器具固定部緩み	－	－	H	－	－	緩み、ぐらつきがないこと。			
			電線被覆の損傷	－	－	E	－	－	亀裂がないこと。			
			配線箇所の湿気、塵埃	－	－	E	－	－	汚れ、発錆がないこと。			
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	基準値以上であること。			（盤にて測定）
消火設備		全般	外観	E	E	E	－	E	損傷、異常			
			消火器	－	－	E	－	－	損傷、異常			
			屋内消火栓設備	－	－	E	－	－	損傷、異常			
			火災警報設備	－	－	E	－	－	損傷、異常			
特記事項		注）施設全般の点検項目のうち屋外での点検は、積雪期には行わないものとする。										

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

7　付属設備
7-2　天井クレーン

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘　要
天井クレーン		走行部	走行レール	E	E	E	E	E	走行レールの状態			
				E	E	E	E	－	車止め及びストッパの状態			
				E	E	E	E	－	走行範囲の障害物の有無			
			駆動部	E	E	E	E	－	走行車輪の状態			
				D	D	D	D	－	走行の運転状態			
			電動装置	D	D	D	D	－	電動機・減速機の振動、異音、過熱			（電動式の場合）
		横行部	横行レール	E	E	E	E	E	横行レールの状態			
				E	E	E	E	－	車止め及びストッパの状態			
				E	E	E	E	－	横行範囲の障害物の有無			
			駆動部	E	E	E	E	－	横行車輪の状態			
				D	D	D	D	－	横行の運転状態			
			電動装置	D	－	D	D	－	電動機・減速機の振動、異音、過熱			（電動式の場合）
		巻上装置部	ワイヤロープ	E	E	E	E	－	素線の断線の有無			
				E	E	E	E	－	摩耗、腐食、型くずれ等の有無			
				E	E	E	E	－	キンクの有無			
				E	E	E	E	－	ロープエンド等の異常			
				E	E	E	E	－	油塗布の状態			
			フックブロック	E	E	E	E	－	フックの回転状態			
				E	E	E	E	－	シープ、シープ溝等の状態			
				E	E	E	E	－	フックナットの回り止めの状態			
			フック	E	E	E	E	－	亀裂、変形、摩耗、腐食の有無			
				E	E	E	E	－	はずれ止めの状態			
			駆動部	D	D	D	D	－	巻上、巻下の運転状態			
			電動装置	D	D	D	D	－	電動機、減速機振動、異音、過熱			（電動式の場合）
		給脂	ギヤ部、軸受等	E	E	E	E	－	歯車、ギアケースの給油・塗油状態			
		鋼構造物	サドル、クラブ	E	E	E	E	E	変形、損傷、腐食等の有無			
			ランウェイ、手摺等	E	E	E	E	E	変形、損傷、腐食等の有無			
			ガーター	E	E	E	E	E	変形、損傷、腐食等の有無			
				－	－	M	－	－	荷重をかけたときのたわみ量			（電動式の場合）
		表示		E	E	E	E	－	各表示の確認			
		操作部	押ボタンスイッチ	E	E	E	E	－	スイッチボックス部の外観の状態			（電動式の場合）
				E	E	E	E	－	操作ケーブルの状態			
		安全装置	リミットスイッチ	D	D	D	D	－	巻上リミットの作動状態			（電動式の場合）
				D	D	D	D	－	横行・走行リミットスイッチの作動状況			
			ブレーキ機構	D	D	D	D	－	クラッチ装置の作動状況			
				D	D	D	D	－	ブレーキの作動状態			
				E	E	E	E	－	ブレーキライニングの摩耗状態			
		給電部	集電装置	E	E	E	E	E	トロリ線のたわみ、錆、汚れの有無			（電動式の場合）
			ケーブル	E	E	E	E	E	ケーブルの外傷、異常な曲げの有無			
			配電盤	D	E	D	D	－	電磁接触器、ケーブルの異常の有無			
				－	－	M	－	－	絶縁抵抗			

特記事項	
	注1）クレーンの点検、整備は、法令に基づき行うものとする。 注2）設備の仕様・用途に応じて年・月点検、臨時点検を実施し、結果を記録保存すること。 注3）年点検は、手動式、電動式を問わず、該当する項目の点検を行う。 注4）クレーンを使用する場合、作業前点検を行うこと。

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

8　ゲート設備
8-1　ラック式ローラ―ゲート

機器名：

機種形式：　ラック式ローラ―ゲート

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	―	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	E	―	ひどい汚れ，油等の付着がないこと。					
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	E	E	ごみ，流木，土砂等がないこと。					
		外観	損傷、変形	E	E	E	E	E	損傷、変形がないこと。					
		塗装	損傷、劣化	E	E	E	―	―	損傷、発錆，ふくれ，亀裂，はく離，変退色，白亜化がないこと。がないこと。					
扉体		構造全体	振動	―	H	H	H	―	異常振動がないこと。					
			異常音	―	S	S	S	―	異常音がないこと。					
			片吊り	―	―	M	―	―	異常な傾き（片吊り）がないこと。					
	致	・ｽｷﾝﾌﾟﾚｰﾄ ・主桁 ・補助桁	変形	―	―	E	―	E	変形がないこと。					
			損傷	E	E	E	E	E	損傷がないこと。					
			板厚の減少	―	―	―	―	―	測定結果により判定のこと。					
			腐食（孔食）	―	―	E	―	―	腐食（孔食）がないこと。					
			溶接部の割れ	―	―	―	E	―	割れがないこと。					
		クサビ	損傷	―	E	E	―	E	損傷がないこと。					
			扉体圧着状態	―	―	E	―	―	水密ゴムと戸当りにすきまがないこと。					
	致	ボルト、ナット、リベット	ゆるみ、脱落	―	―	E,H	―	E	ゆるみ，脱落がないこと。					(Hの方法は打診)
			損傷、腐食（孔食）	―	E	E	―	E	損傷がないこと。腐食（孔食）がないこと。					
支承部	致	・主ローラ、軸、軸受、 ・補助ローラ、軸、軸受	摩耗（ローラ外径）	―	―	E	―	―	摩耗がないこと。					
			摩耗（ローラ軸）	―	―	―	―	―	摩耗がないこと。					
			摩耗（ローラ軸受）	―	―	―	―	―	摩耗がないこと。					
			損傷	E	E	E	E	E	損傷がないこと。					
			腐食（孔食）	―	―	E	―	―	腐食(孔食)がないこと。					
			給油状態	―	E	E	―	―	油が供給されていること。					
			回転状態	―	D	D	D	―	正常に回転すること。					
支承部	致	ヒンジ軸受	摩耗	―	―	E	―	―	摩耗がないこと。					
			損傷	―	E	E	E	E	損傷がないこと。					
			腐食（孔食）	―	―	E	―	―	腐食(孔食)がないこと。					
			給油状態	―	E	E	―	―	油が供給されていること。劣化がないこと。					
			回転状態	―	D	D	D	―	正常に回転すること。					
吊り金物	致	・吊り金物 ・吊りピン	損傷	E	E	E	―	E	損傷がないこと。					
			腐食（孔食）	―	―	E	―	―	腐食(孔食)がないこと。					
水密部		水密ゴム	変形	―	E	E	―	―	変形がないこと。					
			損傷	―	E	E	―	―	損傷がないこと。					
			劣化	―	―	E	―	―	劣化がないこと。					
			漏水	―	E	E	―	―	機能に支障がないこと。					
		ゴム押え板	変形	―	E	E	―	―	変形がないこと。					
			損傷	―	E	E	―	―	損傷がないこと。					
取外し戸当り		・主ローラレール ・補助ローラレール	変形	E	E	E	―	E	変形がないこと。					
			損傷	E	E	E	―	E	損傷がないこと。					
			腐食（孔食）	―	―	E	―	―	腐食（孔食）がないこと。					
			溶接部の割れ	―	―	―	―	E	割れがないこと。					
		ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	―	―	E	―	E	ゆるみ，脱落がないこと。					
			損傷、腐食（孔食）	―	―	E	―	E	損傷がないこと。腐食（孔食）がないこと。					

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘要
埋設部	致	戸当り（底部）、（側部）、（上部）	変形	－	－	E	－	－	変形がないこと。					
			損傷、腐食（孔食）	E	E	E	－	E	損傷がないこと。腐食（孔食）がないこと。					
			溶接部の割れ	－	－	－	－	－	割れがないこと。					
		コンクリート部	コンクリートの損傷	－	E	E	－	E	損傷がないこと。					
			コンクリートの漏水	－	－	E	－	－	機能に支障がないこと。					
開閉装置動力部	致	主電動機	振動	－	H	H	H	－	異常振動がないこと。					
			異常音	－	S	S	S	－	異常音がないこと。					
			温度上昇	－	H	M	H	－	異常な温度上昇がないこと。					
			電流値	－	E	M	－	－	大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。					
			電圧値	－	E	M	－	E	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。					
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	絶縁抵抗計にて測定を行い、1MΩ以上あること。					
			内部状態	－	－	－	－	－	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
			開閉速度	－	－	M	－	－	開閉速度が規定値内であること。				○	
			電磁制動機のすきま	－	－	E	－	－	ディスクのすき間値が規定範囲にあること。					
		手動装置	作動状態	－	D	D	D	－	円滑に開閉操作ができること。					
			操作力	－	－	D	－	－	円滑に回転すること。操作力が100N以下であること。					
制動部	致	制動機構	作動状態(セルフロック)	－	－	－	－	－	扉体が降下しないこと。					
		遠心ブレーキ	外観	－	－	E	－	－	発錆がないこと。					
			ライニングの厚さ	－	－	M	－	－	ライニング厚規定以上のこと。				○	
			作動状態	－	－	D	－	－	自重降下すること。					
			自重降下速度の測定	－	－	M	－	－	6m/min以下または設計値のとおりのこと。					
減速部	致	減速機	振動	－	H	H	H	－	異常振動がないこと。					
			異常音	－	S	S	S	－	異常音がないこと。					
			温度上昇	－	H	H	－	－	異常な温度上昇がないこと。					
			漏油	－	E	E	E	E	漏油がないこと。					
			潤滑油量	－	E	E	－	－	油面計の規定内であること。					
			潤滑油劣化	－	－	E	－	－	ひどい濁りがなく、乳白色化してないこと。					
			内部状態	－	－	－	－	－	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
動力伝達部	致	切替装置	作動状態	－	D	D	D	－	円滑に切換ができること。					
		連動軸	変形	－	－	E	－	－	変形がないこと。					
			損傷	－	E	E	E	E	損傷がないこと。					
		軸継手	振動	－	H	H	H	－	異常振動がないこと。					
			異常音	－	S	S	S	－	異常音がないこと。					
			芯出し	－	－	－	－	－	異常な芯振れがないこと。					
			給油状態	－	－	E	－	－	油が供給されていること。劣化がないこと。					
			内部状態	－	－	－	－	－	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
扉体駆動部	致	ラックピン	摩耗	－	E	E	E	－	開閉装置メーカの許容値以内であること。					
			給油状態	－	－	E	－	－	ラックピンにグリースが付着していること。					
		ラック棒	変形、損傷	－	E	E	E	E	変形、損傷がないこと。					
			異常音	－	－	S	－	－	異常音がないこと。					
保護装置	致	過負荷防止機構	作動状態	－	－	D	－	－	過負荷防止機構が正常に作動すること。					
		制限開閉器	作動状態	－	E	D	E	－	設定値にて正常に作動すること。					
			変形、損傷	－	E	E	E	E	変形、損傷がないこと。					
		リミットスイッチ	作動状態	－	E	D	E	－	設定値で正常に作動すること。					
開度計		機械式	作動状態	－	E	D	－	－	実揚程と指針表示が合致していること。					
			盤面の曇り	－	E	E	－	－	表示窓が透明で、視認に支障がないこと。					
中間振止		中間振止	変形、損傷	－	E	E	－	E	変形、損傷がないこと。					
			ラック棒との干渉	－	－	E	－	－	ラック棒と干渉しないこと。					
特記事項		注1）管理運転点検は、管理上可能な範囲において開閉動作を確認し、各部位を点検する。 注2）年点検は、開閉動作を確認するとともに、全ての設備構成部位を点検し、異常の有無、劣化状況の判定、計測などを行う。												

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

8　ゲート設備
8-2　ラック式スライドゲート

機器名：

機種形式：　ラック式スライドゲート

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	E	－	ひどい汚れ，油等の付着がないこと。					
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	E	E	ごみ，流木，土砂等がないこと。					
		外観	損傷、変形	E	E	E	E	E	損傷、変形がないこと。					
		塗装	損傷、劣化	E	E	E	－	－	損傷、発錆，ふくれ，亀裂，はく離，変退色，白亜化がないこと。がないこと。					
扉体		構造全体	振動	－	H	H	H	－	異常振動がないこと。					
			異常音	－	S	S	S	－	異常音がないこと。					
			片吊り	－	－	M	－	－	異常な傾き（片吊り）がないこと。					
	致	・ｽｷﾝﾌﾟﾚｰﾄ ・主桁 ・補助桁	変形	－	－	E	－	E	変形がないこと。					
			損傷	E	E	E	E	E	損傷がないこと。					
			板厚の減少	－	－	－	－	－	測定結果により判定のこと。					
			腐食（孔食）	－	－	E	－	－	腐食（孔食）がないこと。					
			溶接部の割れ	－	－	－	E	－	割れがないこと。					
		クサビ	損傷	－	E	E	－	E	損傷がないこと。					
			扉体圧着状態	－	－	E	－	－	水密ゴムと戸当りにすきまがないこと。					
	致	ボルト、ナット、リベット	ゆるみ、脱落	－	－	E,H	－	E	ゆるみ，脱落がないこと。					(Hの方法は打診)
			損傷、腐食（孔食）	－	E	E	－	E	損傷がないこと。腐食（孔食）がないこと。					
支承部	致	摺動板	摩耗	－	－	E	－	－	摩耗がないこと。					
			損傷	－	E	E	－	E	損傷がないこと。					
			腐食（孔食）	－	－	E	－	－	腐食(孔食)がないこと。					
			摺動状態	－	D	D	－	－	運転時に異常なく開閉すること。					
		サイドシュー	摩耗	－	－	E	－	－	摩耗がないこと。					
			損傷	－	E	E	－	E	損傷がないこと。					
吊り金物	致	・吊り金物 ・吊りピン	損傷	E	E	E	－	E	損傷がないこと。					
			腐食（孔食）	－	－	E	－	－	腐食(孔食)がないこと。					
水密部		水密ゴム	変形	－	E	E	－	－	変形がないこと。					
			損傷	－	E	E	－	－	損傷がないこと。					
			劣化	－	－	E	－	－	劣化がないこと。					
			漏水	－	E	E	－	－	機能に支障がないこと。					
		ゴム押え板	変形	－	E	E	－	－	変形がないこと。					
			損傷	－	E	E	－	－	損傷がないこと。					
取外し戸当り	致	・主レール ・補助レール	変形	E	E	E	－	E	変形がないこと。					
			損傷	E	E	E	－	E	損傷がないこと。					
			腐食（孔食）	－	－	E	－	－	腐食（孔食）がないこと。					
			溶接部の割れ	－	－	－	－	E	割れがないこと。					
		ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	－	－	E	－	E	ゆるみ，脱落がないこと。					
			損傷、腐食（孔食）	－	－	E	－	E	損傷がないこと。腐食（孔食）がないこと。					
埋設部	致	戸当り（底部）、（側部）、（上部）	変形	－	－	E	－	－	変形がないこと。					
			損傷、腐食（孔食）	E	E	E	－	E	損傷がないこと。腐食（孔食）がないこと。					
			溶接部の割れ	－	－	－	－	－	割れがないこと。					
		コンクリート部	コンクリートの損傷	－	E	E	－	E	損傷がないこと。					
			コンクリートの漏水	－	－	E	－	－	機能に支障がないこと。					

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘要
開閉装置動力部	致	主電動機	振動	－	H	H	H	－	異常振動がないこと。					
			異常音	－	S	S	S	－	異常音がないこと。					
			温度上昇	－	H	M	H	－	異常な温度上昇がないこと。					
			電流値	－	E	M	－	－	大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。					
			電圧値	－	E	M	－	E	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。					
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	絶縁抵抗計にて測定を行い、1MΩ以上あること。					
			内部状態	－	－	－	－	－	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
			開閉速度	－	－	M	－	－	開閉速度が規定値内であること。				○	
			電磁制動機のすきま	－	－	E	－	－	ディスクのすき間値が規定範囲にあること。					
		手動装置	作動状態	－	D	D	D	－	円滑に開閉操作ができること。					
			操作力	－	－	D	－	－	円滑に回転すること。 操作力が100N以下であること。					
制動部	致	制動機構	作動状態(セルフロック)	－	－	－	－	－	扉体が降下しないこと。					
		遠心ブレーキ	外観	－	－	E	－	－	発錆がないこと。					
			ライニングの厚さ	－	－	M	－	－	ライニング厚規定以上のこと。				○	
			作動状態	－	－	D	－	－	自重降下すること。					
			自重降下速度の測定	－	－	M	－	－	6m/min以下または開閉装置の仕様とおりのこと。					
減速部	致	減速機	振動	－	H	H	H	－	異常振動がないこと。					
			異常音	－	S	S	S	－	異常音がないこと。					
			温度上昇	－	H	H	－	－	異常な温度上昇がないこと。					
			漏油	－	E	E	E	E	漏油がないこと。					
			潤滑油量	－	E	E	－	－	油面計の規定内であること。					
			潤滑油劣化	－	－	E	－	－	ひどい濁りがなく、乳白色化してないこと。					
			内部状態	－	－	－	－	－	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
動力伝達部	致	切替装置	作動状態	－	D	D	D	－	円滑に切換ができること。					
		連動軸	変形	－	－	E	－	－	変形がないこと。					
			損傷	－	E	E	E	E	損傷がないこと。					
		軸継手	振動	－	H	H	H	－	異常振動がないこと。					
			異常音	－	S	S	S	－	異常音がないこと。					
			芯出し	－	－	－	－	－	異常な芯振れがないこと。					
			給油状態	－	－	E	－	－	油が供給されていること。劣化がないこと。					
			内部状態	－	－	－	－	－	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
扉体駆動部	致	ラックピン	摩耗	－	E	E	E	－	開閉装置メーカの許容値以内であること。					
			給油状態	－	－	E	－	－	ラックピンにグリースが付着していること。					
		ラック棒	変形、損傷	－	E	E	E	E	変形、損傷がないこと。					
			異常音	－	－	S	－	－	異常音がないこと。					
保護装置	致	過負荷防止機構	作動状態	－	－	D	－	－	過負荷防止機構が正常に作動すること。					
		制限開閉器	作動状態	－	E	D	E	－	設定値にて正常に作動すること。					
			変形、損傷	－	E	E	E	E	変形、損傷がないこと。					
		リミットスイッチ	作動状態	－	E	D	E	－	設定値で正常に作動すること。					
開度計		機械式	作動状態	－	E	D	－	－	実揚程と指針表示が合致していること。					
			盤面の曇り	－	E	E	－	－	表示窓が透明で、視認に支障がないこと。					
中間振止		中間振止	変形、損傷	－	E	E	－	E	変形、損傷がないこと。					
			ラック棒との干渉	－	－	E	－	－	ラック棒と干渉しないこと。					
特記事項		注1)管理運転点検は、管理上可能な範囲において開閉動作を確認し、各部位を点検する。 注2)年点検は、開閉動作を確認するとともに、全ての設備構成部位を点検し、異常の有無、劣化状況の判定、計測などを行う。												

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

8　ゲート設備
8-3　スピンドル式ローラ―ゲート

機器名：

機種形式：　スピンドル式ローラ―ゲート

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	―	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	E	―	ひどい汚れ，油等の付着がないこと。					
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	E	E	ごみ，流木，土砂等がないこと。					
		外観	損傷、変形	E	E	E	E	E	損傷、変形がないこと。					
		塗装	損傷、劣化	E	E	E	―	―	損傷、発錆，ふくれ，亀裂，はく離，変退色，白亜化がないこと。がないこと。					
扉体		構造全体	振動	―	H	H	H	―	異常振動がないこと。					
			異常音	―	S	S	S	―	異常音がないこと。					
			片吊り	―	―	M	―	―	異常な傾き（片吊り）がないこと。					
	致	・スキンプレート ・主桁 ・補助桁	変形	―	―	E	―	E	変形がないこと。					
			損傷	E	E	E	E	E	損傷がないこと。					
			板厚の減少	―	―	―	―	―	測定結果により判定のこと。					
			腐食（孔食）	―	―	E	―	―	腐食（孔食）がないこと。					
			溶接部の割れ	―	―	―	E	―	割れがないこと。					
		クサビ	損傷	―	E	E	―	E	損傷がないこと。					
			扉体圧着状態	―	―	E	―	―	水密ゴムと戸当りにすきまがないこと。					
	致	ボルト、ナット、リベット	ゆるみ、脱落	―	―	E,H	―	E	ゆるみ，脱落がないこと。					(Hの方法は打診)
			損傷、腐食（孔食）	―	E	E	―	E	損傷がないこと。腐食（孔食）がないこと。					
支承部	致	・主ローラ、軸、軸受、 ・補助ローラ、軸、軸受	摩耗（ローラ外径）	―	―	E	―	―	摩耗がないこと。					
			摩耗（ローラ軸）	―	―	―	―	―	摩耗がないこと。					
			摩耗（ローラ軸受）	―	―	―	―	―	摩耗がないこと。					
			損傷	E	E	E	E	E	損傷がないこと。					
			腐食（孔食）	―	―	E	―	―	腐食(孔食)がないこと。					
			給油状態	―	E	E	―	―	油が供給されていること。					
			回転状態	―	D	D	D	―	正常に回転すること。					
支承部	致	ヒンジ軸受	摩耗	―	―	E	―	―	摩耗がないこと。					
			損傷	―	E	E	E	E	損傷がないこと。					
			腐食（孔食）	―	―	E	―	―	腐食(孔食)がないこと。					
			給油状態	―	E	E	―	―	油が供給されていること。劣化がないこと。					
			回転状態	―	D	D	D	―	正常に回転すること。					
吊り金物	致	・吊り金物 ・吊りピン	損傷	E	E	E	―	E	損傷がないこと。					
			腐食（孔食）	―	―	E	―	―	腐食(孔食)がないこと。					
水密部		水密ゴム	変形	―	E	E	―	―	変形がないこと。					
			損傷	―	E	E	―	―	損傷がないこと。					
			劣化	―	―	E	―	―	劣化がないこと。					
			漏水	―	E	E	―	―	機能に支障がないこと。					
		ゴム押え板	変形	―	E	E	―	―	変形がないこと。					
			損傷	―	E	E	―	―	損傷がないこと。					
取外し戸当り		・主ローラレール ・補助ローラレール	変形	E	E	E	―	E	変形がないこと。					
			損傷	E	E	E	―	E	損傷がないこと。					
			腐食（孔食）	―	―	E	―	―	腐食（孔食）がないこと。					
			溶接部の割れ	―	―	―	―	E	割れがないこと。					
		ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	―	―	E	―	E	ゆるみ，脱落がないこと。					
			損傷、腐食（孔食）	―	―	E	―	E	損傷がないこと。腐食（孔食）がないこと。					

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘要
埋設部	致	戸当り（底部）、（側部）、（上部）	変形	－	－	E	－	－	変形がないこと。					
			損傷、腐食（孔食）	E	E	E	－	E	損傷がないこと。腐食（孔食）がないこと。					
			溶接部の割れ	－	－	－	－	－	割れがないこと。					
		コンクリート部	コンクリートの損傷	－	E	E	－	E	損傷がないこと。					
			コンクリートの漏水	－	－	E	－	－	機能に支障がないこと。					
開閉装置動力部	致	主電動機	振動	－	H	H	H	－	異常振動がないこと。					
			異常音	－	S	S	S	－	異常音がないこと。					
			温度上昇	－	H	M	H	－	異常な温度上昇がないこと。					
			電流値	－	E	M	－	－	大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。					
			電圧値	－	E	M	－	E	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。					
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	絶縁抵抗計にて測定を行い、1MΩ以上あること。					
			内部状態	－	－	－	－	－	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
			開閉速度	－	－	M	－	－	開閉速度が規定値内であること。				○	
			電磁制動機のすきま	－	－	E	－	－	ディスクのすき間値が規定範囲にあること。					
		手動装置	作動状態	－	D	D	D	－	円滑に開閉操作ができること。					
			操作力	－	－	D	－	－	円滑に回転すること。操作力が100N以下であること。					
制動部		制動機構	作動状態(セルフロック)	－	－	－	－	－	扉体が降下しないこと。					
減速部	致	減速機	振動	－	H	H	H	－	異常振動がないこと。					
			異常音	－	S	S	S	－	異常音がないこと。					
			温度上昇	－	H	H	－	－	異常な温度上昇がないこと。					
			漏油	－	E	E	E	E	漏油がないこと。					
			潤滑油量	－	E	E	－	－	油面計の規定内であること。					
			潤滑油劣化	－	－	E	－	－	ひどい濁りがなく、乳白色化してないこと。					
			内部状態	－	－	－	－	－	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
動力伝達部	致	切替装置	作動状態	－	D	D	D	－	円滑に切換ができること。					
		連動軸	変形	－	－	E	－	－	変形がないこと。					
			損傷	－	E	E	E	E	損傷がないこと。					
		軸継手	振動	－	H	H	H	－	異常振動がないこと。					
			異常音	－	S	S	S	－	異常音がないこと。					
			芯出し	－	－	－	－	－	異常な芯振れがないこと。					
			給油状態	－	－	E	－	－	油が供給されていること。劣化がないこと。					
			内部状態	－	－	－	－	－	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
扉体駆動部	致	スピンドル	変形、曲り	－	－	E	E	E	変形曲りがないこと。					
			損傷	－	－	E	－	E	損傷がないこと。					
			摩耗	－	－	E	E	－	摩耗がないこと。					
			油切れ	－	－	E	－	－	ネジ部にグリースが付着していること。					
		ステムナット	摩耗	－	－	－	－	－	摩耗がないこと。					
保護装置	致	過負荷防止機構	作動状態	－	－	D	－	－	正常に作動すること。					
		リミットスイッチ	作動状態	－	E	D	E	－	設定値で正常に作動すること。					
開度計		機械式	作動状態	－	E	D	－	－	実揚程と指針表示が合致していること。					
			盤面の曇り	－	E	E	－	－	表示窓が透明で、視認に支障がないこと。					
中間振止		中間振止	変形、損傷	－	E	E	－	E	変形、損傷がないこと。					
			スピンドルとの干渉	－	－	E	－	－	スピンドルと干渉しないこと。					
特記事項		注1）管理運転点検は、管理上可能な範囲において開閉動作を確認し、各部位を点検する。 注2）年点検は、開閉動作を確認するとともに、全ての設備構成部位を点検し、異常の有無、劣化状況の判定、計測などを行う。												

施設名：○○○・・・排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

8　ゲート設備
8-4　スピンドル式スライドゲート

機器名：

機種形式：　スピンドル式スライドゲート

※1　装置等の特性（致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。）							
※2　点検方法　（（　）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注）Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注）Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	E	－	ひどい汚れ，油等の付着がないこと。					
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	E	E	ごみ，流木，土砂等がないこと。					
		外観	損傷、変形	E	E	E	E	E	損傷、変形がないこと。					
		塗装	損傷、劣化	E	E	E	－	－	損傷、発錆，ふくれ，亀裂，はく離，変退色，白亜化がないこと。がないこと。					
扉体		構造全体	振動	－	H	H	H	－	異常振動がないこと。					
			異常音	－	S	S	S	－	異常音がないこと。					
			片吊り	－	－	M	－	－	異常な傾き（片吊り）がないこと。					
	致	・スキンプレート ・主桁 ・補助桁	変形	－	－	E	－	E	変形がないこと。					
			損傷	E	E	E	E	E	損傷がないこと。					
			板厚の減少	－	－	－	－	－	測定結果により判定のこと。					
			腐食（孔食）	－	－	E	－	－	腐食（孔食）がないこと。					
			溶接部の割れ	－	－	－	E	－	割れがないこと。					
		クサビ	損傷	－	E	E	－	E	損傷がないこと。					
			扉体圧着状態	－	－	E	－	－	水密ゴムと戸当りにすきまがないこと。					
	致	ボルト、ナット、リベット	ゆるみ、脱落	－	－	E,H	－	E	ゆるみ，脱落がないこと。					（Hの方法は打診）
			損傷、腐食（孔食）	－	E	E	－	E	損傷がないこと。腐食（孔食）がないこと。					
支承部	致	摺動板	摩耗	－	－	E	－	－	摩耗がないこと。					
			損傷	－	E	E	－	E	損傷がないこと。					
			腐食（孔食）	－	－	E	－	－	腐食(孔食)がないこと。					
			摺動状態	－	D	D	－	－	運転時に異常なく開閉すること。					
		サイドシュー	摩耗	－	－	E	－	－	摩耗がないこと。					
			損傷	－	E	E	－	E	損傷がないこと。					
吊り金物	致	・吊り金物 ・吊りピン	損傷	E	E	E	－	E	損傷がないこと。					
			腐食（孔食）	－	－	E	－	－	腐食(孔食)がないこと。					
水密部		水密ゴム	変形	－	E	E	－	－	変形がないこと。					
			損傷	－	E	E	－	－	損傷がないこと。					
			劣化	－	－	E	－	－	劣化がないこと。					
			漏水	－	E	E	－	－	機能に支障がないこと。					
		ゴム押え板	変形	－	E	E	－	－	変形がないこと。					
			損傷	－	E	E	－	－	損傷がないこと。					
取外し戸当り	致	・主レール ・補助レール	変形	E	E	E	－	E	変形がないこと。					
			損傷	E	E	E	－	E	損傷がないこと。					
			腐食（孔食）	－	－	E	－	－	腐食（孔食）がないこと。					
			溶接部の割れ	－	－	－	－	E	割れがないこと。					
		ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	－	－	E	－	E	ゆるみ，脱落がないこと。					
			損傷、腐食（孔食）	－	－	E	－	E	損傷がないこと。腐食（孔食）がないこと。					
埋設部	致	戸当り（底部）、（側部）、（上部）	変形	－	－	E	－	－	変形がないこと。					
			損傷、腐食（孔食）	E	E	E	－	E	損傷がないこと。腐食（孔食）がないこと。					
			溶接部の割れ	－	－	－	－	－	割れがないこと。					
		コンクリート部	コンクリートの損傷	－	E	E	－	E	損傷がないこと。					
			コンクリートの漏水	－	－	E	－	－	機能に支障がないこと。					

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘要
開閉装置動力部	致	主電動機	振動	－	H	H	H	－	異常振動がないこと。					
			異常音	－	S	S	S	－	異常音がないこと。					
			温度上昇	－	H	M	H	－	異常な温度上昇がないこと。					
			電流値	－	E	M	－	－	大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。					
			電圧値	－	E	M	－	E	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。					
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	絶縁抵抗計にて測定を行い、1MΩ以上あること。					
			内部状態	－	－	－	－	－	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
			開閉速度	－	－	M	－	－	開閉速度が規定値内であること。				○	
			電磁制動機のすきま	－	－	E	－	－	ディスクのすき間値が規定範囲にあること。					
		手動装置	作動状態	－	D	D	D	－	円滑に開閉操作ができること。					
			操作力	－	－	D	－	－	円滑に回転すること。操作力が100N以下であること。					
制動部		制動機構	作動状態(セルフロック)	－	－	－	－	－	扉体が降下しないこと。					
減速部	致	減速機	振動	－	H	H	H	－	異常振動がないこと。					
			異常音	－	S	S	S	－	異常音がないこと。					
			温度上昇	－	H	H	－	－	異常な温度上昇がないこと。					
			漏油	－	E	E	E	E	漏油がないこと。					
			潤滑油量	－	E	E	－	－	油面計の規定内であること。					
			潤滑油劣化	－	－	E	－	－	ひどい濁りがなく、乳白色化してないこと。					
			内部状態	－	－	－	－	－	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
動力伝達部	致	切替装置	作動状態	－	D	D	D	－	円滑に切換ができること。					
		連動軸	変形	－	－	E	－	－	変形がないこと。					
			損傷	－	E	E	E	E	損傷がないこと。					
		軸継手	振動	－	H	H	H	－	異常振動がないこと。					
			異常音	－	S	S	S	－	異常音がないこと。					
			芯出し	－	－	－	－	－	異常な芯振れがないこと。					
			給油状態	－	－	E	－	－	油が供給されていること。油の劣化がないこと。					
			内部状態	－	－	－	－	－	構成部品に損傷、異常な摩耗がないこと。					
扉体駆動部	致	スピンドル	変形、曲り	－	－	E	E	E	変形曲りがないこと。					
			損傷	－	－	E	－	E	損傷がないこと。					
			摩耗	－	－	E	E	－	摩耗がないこと。					
			油切れ	－	－	E	－	－	ネジ部にグリースが付着していること。					
		ステムナット	摩耗	－	－	－	－	－	摩耗がないこと。					
保護装置	致	過負荷防止機構	作動状態	－	－	D	－	－	正常に作動すること。					
		リミットスイッチ	作動状態	－	E	D	E	－	設定値で正常に作動すること。					
開度計		機械式	作動状態	－	E	D	－	－	実揚程と指針表示が合致していること。					
			盤面の曇り	－	E	E	－	－	表示窓が透明で、視認に支障がないこと。					
中間振止		中間振止	変形、損傷	－	E	E	－	E	変形、損傷がないこと。					
			スピンドルとの干渉	－	－	E	－	－	スピンドルと干渉しないこと。					
特記事項	注1)管理運転点検は、管理上可能な範囲において開閉動作を確認し、各部位を点検する。 注2)年点検は、開閉動作を確認するとともに、全ての設備構成部位を点検し、異常の有無、劣化状況の判定、計測などを行う。													

施設名：○○○･･･排水機場　　点検実施日：　令和　○　年　□　月　△　日

8　ゲート操作制御設備
8-5　機側操作盤

機器名:

機種形式:

※1　装置等の特性(致は、致命的な影響のある機器・部品のこと。)							
※2　点検方法　(( )書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴診	－	点検対象外		

注) Eは、取付けられている計器の読みを含むものとする。
注)Mは、原則として測定器を持ち込んで計測するものとする。

※3　点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4　傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘　要
全般		盤全体	清掃状態	E	E	E	E	－	ひどい汚れ，ごみ等がないこと。					
			破損	E	E	E	E	－	破損がないこと。施錠が完全であること。					
			塗装状態	E	E	E	－	－	鋼板表面に塗膜の剥れおよび腐食がないこと。					
			内部乾燥状態	E	E	E	－	－	乾燥していること。					(屋外盤の場合)
			絶縁抵抗	－	－	M	－	－	絶縁抵抗計にて計測を行い，1MΩ以上であること。					
		機器、計器類共通	汚れ	E	E	E	－	－	汚れがないこと。					
			変色	E	E	E	－	－	変色がないこと。					
			端子のゆるみ	E	E	E,H	－	E	端子のゆるみがないこと。					
			異常音	－	E	S	－	－	異常音がないこと。					
			破損	E	E	E	－	E	破損がないこと。					
計器類		電流計	指示	－	E	E	E	－	大幅な変動がなく定格電流値以下であること。					
			0点確認	－	－	E	－	－	ゲート停止時に0点を指していること。					
		電圧計	指示	－	E	E	E	E	作動時の定格電圧が，±10%以内であること。					
開閉器類	致	電磁接触器	動作テスト	－	D	D	D	－	異常なく作動すること。					
			異常音	－	S	D,S	S	－	異常音，振動がないこと。					
			接点	－	－	D,S	－	－	接点に変色がないこと。接点溶着がないこと。					
		漏電継電器	作動テスト	－	D	D	－	－	テストボタンを押して作動すること。					
	致	配線用遮断器	作動テスト	－	D	D	－	－	ON/OFFが確実に行えること。					
		避雷器	ランプテスト	－	E	E,H	－	－	正常に点灯すること，ヒューズが溶断していないこと。					
		スペースヒータ(サーモスイッチ)	作動テスト	－	D	D	－	－	サーモスイッチの設定を変更し，外気温度でスイッチが入れば正常である。この状態でしばらく放置し動作を確認すること。					
リレー類	致	補助リレー	作動テスト	－	D	D,S,E	D	－	異常音，振動がないこと。					
			異常音	－	S	D,H,S	S	－	異常音がないこと。					
		3Eリレー	作動テスト	－	D	D	D	－	テストボタンを押して作動すること。					
			設定値確認	－	E	E	E	－	図面通りの設定値であること。					
		サーマルリレー	作動テスト	－	D	D	D	－	テストボタンを押して作動すること。					
タイマ	致	タイマ	設定値確認	－	E	E	E	－	所定の設定値にセットされていること。					
スイッチ	致	押し釦スイッチ	作動テスト	－	D,E	D,E	D,E	－	開，閉，停が的確に作動すること。					
		切換スイッチ	作動テスト	－	D,E	D,E	D,E	－	的確に作動すること。					
表示灯		表示灯	ランプテスト	－	D,E	D,E	－	E	点灯すること。					
		盤内蛍光灯	点灯、球切れ	－	－	D	－	E	点灯すること。					

装置区分	※1 装置等の特性	点検部位	点検項目	点検方法 ※2 月点検 目視	月点検 管理運転	年点検	運転時点検	臨時点検	判定方法	※3 点検結果 No.	No.	No.	※4 傾向管理	摘要
開度指示計		開度指示計	指示	—	—	E	—	E	実際揚程（または発信器）と指示値が合致していること。セルシン式は発信器の指示値に応動していること。					
PLC	致	電源ユニット	電源端子部の電圧確認	—	—	M	—	—	メーカー推奨範囲以内であること。					
		内蔵電池	使用年数の確認	—	—	E	—	—	交換推奨時期を超過していないこと。					
		入力ユニット	作動テスト	—	—	D,E	—	—	ゲートを全閉～全開まで操作し、問題無く動作すること。					
		出力ユニット	作動テスト	—	—	D,E	—	—	ゲートを全閉～全開まで操作し、問題無く動作すること。					
		アナログユニット	零点調整、スパン調整及び動作確認(精度確認)	—	—	D,E	—	—	校正器により測定し、±1.0%以F.S.以内であること。					
		ネットワークユニット	通信テスト	—	—	D,E	—	—	通信状態が正常であること。通信エラーランプが点灯していないこと。					
		CPUユニット	作動テスト	—	—	D,E	—	—	「RUN」が点灯していること。エラーランプが消灯していること。					
配線・配管	致	盤内配線	配線状態	—	—	E	—	E	損傷がないこと。断線していないこと。					
			端子のゆるみ	—	—	E,H	—	E	断線がないこと。ゆるみがないこと。					
		端子台	腐食	—	—	E	—	—	発錆がないこと。					
		端子台取付ボルト	ゆるみ、脱落	—	—	E,H	—	E	ゆるみがないこと。					(Hの方法は打診)
		配管	配管状態	—	—	E	—	E	ひび割れ、腐食、止め具のゆるみ、脱落等がないこと。					
特記事項	注1）管理運転前後には取付状態や汚損などの確認を実施すること。 注2）弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。													

様式８

排　水　機　場　操　作　報　告　書

報告年月日　　令和　　年　月　日
報告者氏名

令和　　年　月　日 ～ 令和　　年　月　日の洪水時における排水機場の操作について，別紙運転日誌等を添え，次のとおり報告いたします。

排水機場名		排水樋門名	
ゲート操作開始日時	月　日　時　分	ゲート操作終了日時	月　日　時　分
排水機場運転日時	月　日　時　分	運転開始水位（内水）	
運転中最大水位日時	月　日　時　分	運転中最大水位（内水）	
運転停止日時	月　日　時　分	運転停止水位（内水）	
天候		運転時間累計	時間　分
浸水状況			
排水機場操作のために出動した人員	・設備機械工 ～　　名　・普通作業員 ～　　名		
関係機関との連絡内容			

作　業　日　報

排水機場名

排水機場

決裁区分		係長	係	種別		災害待機
係						災害運転
						定期点検
						特別整備

令和　　年　　月　　日

天候及び気象状況

業務内容	状況及び原因

報告時間	報告内容

操作状況								
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m								
外水位 m								
吐出開度								
操作状況								
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m								
外水位 m								
吐出開度								
操作状況								
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m								
外水位 m								
吐出開度								

操作状況								
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m								
外水位 m								
吐出開度								
操作状況								
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m								
外水位 m								
吐出開度								
操作状況								
時間 h	:	:	:	:	:	:	:	:
内水位 m								
外水位 m								
吐出開度								

使用物品及び油脂量	品名	数量	用途

工種	氏名	勤務時間	時間数 昼間	時間数 夜間	備考
設備機械工		: ～ :	:	:	
		: ～ :	:	:	
普通作業員		: ～ :	:	:	
		: ～ :	:	:	
		: ～ :	:	:	
		: ～ :	:	:	
		: ～ :	:	:	
		: ～ :	:	:	
		: ～ :	:	:	

※昼間：6：00～20：00　　夜間：20：00～6：00

備　　考

報告者氏名

様式１０

運　転　日　報

令和　　年　　月　　日　　曜日　天候

時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
内水位（ｍ）																										
外水位（ｍ）																										

作業	運転	1号機		時間　分
		2号機		時間　分
		3号機		時間　分
	点検整備	1号機		時間　分
		2号機		時間　分
		3号機		時間　分

燃料消費量	A重油		油脂補給量	グリース		他消耗材料	ウェス	
	軽油							
	ガソリン							

運転時間累計　　時間　　分

氏名	工種	作業内容	勤務時間
			時　分～　時　分
			時　分～　時　分

故障	故障箇所状況	原因	対策				
記事							時　分～　時　分
							時　分～　時　分
							時　分～　時　分
							時　分～　時　分
							時　分～　時　分

様式１１

排水機場　○号ポンプ運転記録簿

令和　　年　　月　　日

時間	水位		主ポンプ			蝶型弁開度 %	減速機		エンジン																記録者
	内水位 m	外水位 m	吸込圧力 m	吐出圧力 m	軸受温度 ℃		潤滑油温度 ℃	潤滑油圧力 Kg/m³	排気温度 1 ℃	排気温度 2 ℃	排気温度 3 ℃	冷却水温度 1 ℃	冷却水温度 2 ℃	冷却水温度 3 ℃	過給器右 ℃	過給器中 ℃	過給器左 ℃	冷却水圧力 Kg/m³	燃料圧力 Kg/m³	潤滑油圧力 Kg/m³	潤滑油温度 入口 ℃	潤滑油温度 出口 ℃	過給器温度 ℃	軸受温度 ℃	
:																									
:																									
:																									
:																									
:																									
:																									
:																									
:																									
:																									
:																									
:																									
:																									
:																									
:																									

排水機場点検整備・操作業務（　　月分）　完了・請求内訳書

工種	実施内訳 数量（延べ時間数）		単位	単価		金額		単価番号	備考
普通作業員（昼間）		時間	１時間		円		円	1	
普通作業員（夜間）		時間	１時間		円		円	2	
土木一般世話役（昼間）		時間	１時間		円		円	3	
土木一般世話役（夜間）		時間	１時間		円		円	4	
設備機械工（昼間）		時間	１時間		円		円	5	
設備機械工（夜間）		時間	１時間		円		円	6	
普通トラック運転費（４ｔ，昼間）		時間	１時間		円		円	7	
普通トラック運転費（４ｔ，夜間）		時間	１時間		円		円	8	
普通トラック運転費（11ｔ，昼間）		時間	１時間		円		円	9	
普通トラック運転費（11ｔ，夜間）		時間	１時間		円		円	10	
ラフテレーンクレーン運転費（25ｔ昼間）		時間	１時間		円		円	11	
ラフテレーンクレーン運転費（25ｔ夜間）		時間	１時間		円		円	12	
バックホウ運転費（昼間）		時間	１時間		円		円	13	
バックホウ運転費（夜間）		時間	１時間		円		円	14	
点検整備			１式				円		
小計							円		
消費税(10%)							円		
合計							円		

注1）数量の算出は、１ヶ月の間に実施した各工種の延べ時間数とする。ただし、30分以上は切り上げて１時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。
注2）昼間とは午前6時～午後8時までとし、夜間は午後8時～午前6時までとする。
※　この様式は、必要に応じて適宜変更可能なものとする。